

安平町地域防災計画 (修正案)



平成21年5月
安平町防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用語の定義	1
第4節 計画の修正要領	2
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
安平町	2
指定地方行政機関	3
自衛隊(陸上自衛隊第7特科連隊)	4
北海道	4
北海道警察(苫小牧警察署)	5
胆振東部消防組合	5
指定公共機関	5
指定地方公共機関	6
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	6
第6節 町民及び事業所の基本的責務	7
1 町民の責務	7
2 事業所の責務	8
第7節 安平町の地勢と災害の概要	8
1 位置及び面積	8
2 地勢	8
3 気象	9
4 主な災害記録	9

第2章 防災組織

第1節 町防災会議	10
1 町防災会議の所掌事務	10
2 町防災会議の運営	10
3 町防災会議の組織図	10
第2節 災害対策本部	11
1 組織	11
2 災害対策本部設置時における事務分掌	11
3 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表	11
第3節 災害対策本部の配備体制	12
1 配備体制	12
2 災害対策本部各班の配備要員	13
3 非常配備体制の活動要領	13

4	災害対策本部を設置しない場合の準用	14
5	現地災害対策本部	14
6	災害対策本部長の職務代理者の決定	14

第3章 災害情報通信計画

第1節	気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画	15
1	予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準	15
2	気象情報の伝達系統及び伝達方法	16
第2節	災害情報通信計画	19
1	情報交換及び情報伝達体制の整備	19
2	災害通信計画	20
第3節	災害情報等の報告、収集及び伝達計画	20
1	異常現象発見時における措置	21
2	災害情報等の収集及び報告	22

第4章 災害予防計画

第1節	防災教育及び訓練計画	23
1	防災知識の普及、啓発	23
2	防災訓練の実施	24
第2節	災害危険区域	25
第3節	水害予防計画	25
1	水防責任の大綱	25
2	水防組織と機構	25
3	水防危険区域及び水防施設	26
4	気象警報等の通信連絡	27
5	水防通信連絡	30
6	洪水警戒情報の伝達	30
7	水防活動	31
8	水防報告	32
9	水防訓練	32
第4節	風害予防計画	33
1	予防対策	33
第5節	雪害予防計画	33
1	除雪路線実施分担	34
2	排雪	34
3	なだれ防止対策	34
4	電力施設の雪害防止対策	34
5	警戒体制	35
第6節	融雪災害予防計画	35
1	気象情報の把握	35

2	水防区域等の警戒	35
3	道路の除雪等	35
第7節	土砂災害予防計画	36
1	現況	36
2	予防対策	36
3	土砂災害警戒区域等	37
4	土砂災害警戒情報の収集及び伝達	37
5	警戒巡視	38
6	避難勧告等の発令基準	38
第8節	建築物災害予防計画	39
1	予防対策	39
第9節	消防計画	39
1	組織計画	39
2	火災予防計画	39
3	火災警報及び伝達計画	40
4	招集計画	40
5	消防職（団）員	40
6	出動計画	41
7	消防力等の現況	41
8	隣接市町村（組合）消防相互応援計画	41
9	救急計画	41
10	教育訓練	41
11	消防力の整備	41
第10節	避難行動要支援者対策計画	42
1	安全対策	42
2	援助活動	44
3	観光客に対する対策	45
4	外国人に対する対策	45
第11節	自主防災組織の育成等に関する計画	45
1	地域住民による自主防災組織	46
2	事業所等の防災組織	46
3	自主防災組織等の組織強化	46
4	自主防災組織等の活動	46
第12節	食糧等の調達及び確保並びに防災資機材等の整備	48
1	食糧等の確保	48
2	防災資機材の整備	48

第5章 災害応急対策計画

第1節	応急措置実施計画	49
1	応急措置の実施責任者	49

2	町の実施する応急措置	49
3	救助法適用の場合	51
第2節	動員計画	53
1	平常勤務時の伝達系統及び方法	53
2	休日又は退庁後の伝達系統	53
3	職員の非常登庁	54
4	配備体制確立の報告	54
5	消防機関に対する伝達	54
6	各部別の動員要請	54
第3節	他機関に対する応援出動計画	54
1	北海道及び他市町村等に対する要請	54
2	自衛隊に対する要請	55
第4節	災害広報計画	55
1	災害情報等の収集	56
2	災害情報等の発表及び広報の方法	56
3	北海道及び関係機関等に対する情報の提供	56
4	庁内連絡	57
第5節	避難救出計画	57
1	避難計画	57
2	救出計画	62
第6節	食糧供給計画	62
1	実施責任者	62
2	食糧供給の対象者	63
3	食糧供給の方法	63
4	炊き出しの計画	63
5	給与状況の記録	64
第7節	衣料、生活必需品等物資供給計画	64
1	実施責任者	64
2	実施の方法	64
3	給与又は貸与物資の種類	65
4	給与又は貸与の方法	65
5	衣料、生活必需品等の調達先	65
6	給与又は貸与期間	65
第8節	上水道・下水道施設対策計画	67
1	実施責任者	67
2	上水道	67
3	下水道	68
第9節	給水計画	68
1	実施責任者	68
2	生活用水及び給水資器材の確保	69
3	給水方法	69
4	給水施設の応急復旧	69

5	応援の要請	69
6	住民への周知	69
第10節	医療救護計画	70
1	実施責任者	70
2	医療救護の対象者	70
3	災害拠点病院	70
4	応急救護所の設置	70
5	苫小牧市医師会に対する出動要請	71
6	メンタルヘルス（心のケア）対策	71
7	医療品等の確保	71
8	関係機関の応援	72
9	災害通報伝達及び傷病者の把握	72
10	経費の負担及び損害賠償	73
第11節	防疫計画	76
1	実施責任者	76
2	防疫班の編成	76
3	防疫の種別と方法	76
4	感染症患者の発生時における対応	77
5	消毒方法	77
6	ねずみ族、昆虫等の駆除	77
7	家用水の供給	77
8	避難所等の防疫指導	77
9	防疫用資器材の調達	78
10	家畜及び畜舎の防疫	78
第12節	廃棄物処理及び環境保全計画	78
1	実施責任者	78
2	廃棄物等の処理班の編成	78
3	廃棄物等の処理方法	78
4	飼養動物の取り扱い	79
5	死亡獣畜の処理	79
第13節	行方不明者の捜索及び遺体の收容処理埋葬計画	80
1	実施責任者	80
2	行方不明者の捜索	80
3	変死体の届出	80
4	遺体の收容及び処理者	80
5	遺体の埋葬	81
第14節	障害物除去計画	81
1	実施責任者	81
2	除去の対象	81
3	除去の方法	82
4	障害物の集積場所等	82
第15節	輸送計画	82

1	実施責任者	82
2	輸送の方法	82
第16節	消防防災ヘリコプター活用計画	83
1	運行体制	83
2	緊急運航の要請	83
3	要請方法	83
4	要請先	84
5	報告	84
6	消防防災ヘリコプターの活用	84
7	救急患者の緊急搬送手続等	84
第17節	労務供給計画	89
1	実施責任者	89
2	民間団体等への協力要請	89
3	自治会等の活動内容	89
4	労務員の雇上げ	90
第18節	文教対策計画	90
1	実施責任者	90
2	応急教育対策	91
3	教育の要領	91
4	学校給食等の措置	92
5	衛生管理対策	92
6	学用品の供給	92
7	文化財等に対する措置	92
第19節	住宅対策計画	94
1	実施責任者	94
2	実施の方法	94
3	施工及び資材の調達	95
4	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	96
5	費用の限度及び期間	96
6	災害公営住宅の整備	96
第20節	被災宅地安全対策計画	99
1	危険度判定の実施の決定	99
2	判定対象宅地	99
3	宅地判定士の業務	99
4	危険度判定実施本部の業務	99
5	事前準備	100
第21節	災害警備計画	100
1	災害に関する警察の任務	100
2	災害時における警備体制の確立	100
3	災害警備	100
第22節	広域応援派遣計画	102
1	実施機関	102

2	実施内容	102
3	応援協定等	103
第23節	自衛隊災害派遣要請計画	103
1	災害派遣要請基準	104
2	災害派遣要請の手続	104
3	派遣部隊の受入れ体制等	104
4	派遣部隊の撤収要請	105
5	経費等	105
第24節	防災ボランティアとの連携計画	108
1	ボランティア団体等の協力	108
2	ボランティアの受入れ	108
3	災害ボランティアセンターの開設・運営	108
3	ボランティア団体等の活動	108
4	ボランティア活動の環境整備	108
第25節	交通応急対策計画	109
1	交通応急対策の実施	109
第26節	応急飼料対策計画	109
1	実施責任者	109
2	実施の方法	109
第27節	職員応援派遣計画	110
1	要請権者	110
2	要請手続等	110
3	派遣職員の身分の取扱い	111

第6章 地震災害対策計画

第1節	安平町周辺における地震の発生状況と地震想定	112
1	安平町及び周辺における地震の発生状況	112
2	地震被害想定	112
第2節	安平町の社会的現況	113
1	人口の集中	114
2	生活環境の変化	114
3	情報化の進展	114
4	住民の共同意識の変化	114
第3節	火災予防計画	115
1	地震による火災の防止	115
2	火災予防の徹底	115
3	消防査察の指導強化	115
4	消防力の整備	115
5	消防計画の整備強化	116
第4節	危険物等災害予防計画	116
1	危険物事業所等に対する指導の強化	116

2	危険物保安対策	116
第5節	建築物等災害予防計画	117
1	建築物の防災対策	117
第6節	地すべり、がけ崩れ等予防計画	117
1	現状	118
2	地すべり、がけ崩れ等防止対策	118
第7節	液状化災害予防計画	118
1	基本的な考え方	118
2	液状化対策の推進	118
第8節	地震に関する防災知識の普及、啓発	119
1	町職員に対する防災教育	119
2	町民に対する防災知識の普及	119
3	学校教育における防災教育	120
4	普及の時期	121
第9節	町民の心構え	121
1	家庭における措置	121
2	職場における措置	122
3	運転手のとるべき措置	122
第10節	応急対策計画	123
1	応急対策活動	123
2	通信連絡の対策	123
3	地震情報の伝達計画	123
4	広報活動	127
5	消火対策	127
6	避難対策	128
7	救出対策	129
8	その他応急対策	129
第11節	地震に強いまちづくり計画	129
第12節	被災建築物安全対策計画	130
1	応急危険度判定の実施	130
2	石綿飛散防止対策	131
第13節	地震防災緊急事業5箇年計画に定める事業推進	132

第7章 火山対策計画

第1節	計画の目的	133
第2節	火山の概況	133
1	火山の現状	133
2	樽前山の火山活動	134
第3節	防災組織	134
1	防災組織及び役割	134
2	樽前山火山防災協議会	134

第4節	火山災害予防対策	135
1	噴火による被害想定及び危険区域の把握	135
2	防災教育及び訓練計画	136
3	避難体制の整備	136
4	二次災害の予防対策	136
5	通信施設の整備	136
第5節	火山災害応急対策	136
1	火山現象に関する情報の収集及び伝達	136
2	災害情報通信	139
3	応急措置	139
4	災害広報	139
5	避難措置	139
6	警戒区域の設定	139
7	救助救出及び医療救護活動等	139
8	道路交通の規制等	140
9	自衛隊派遣要請	140
10	広域応援	140
第6節	復旧計画	140

第8章 事故災害対策計画

1	情報通信連絡系統図	141
2	被害広報	142
3	応急活動体制	143
4	捜索活動	143
5	災害拡大防止	143
6	救助救出、医療、救護、消防、避難、行方不明者の捜索及び死体の収容等、交通規制、防疫、廃棄物処理等対策	143

第9章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	149
1	実施責任者	149
2	復旧工事の実施	149
3	復旧事業計画の概要	149
4	災害復旧予算措置	150
5	激甚災害に係る財政援助措置	150
6	応急金融対策	150

第2節	被災者援護計画	151
1	罹災証明の交付	151
2	被災者台帳の作成及び台長情報の利用・提供	154

第1章 総則

第1節 計画の目的

安平町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、安平町防災会議が作成する計画であり、安平町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、町民等がそのすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 安平町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等の災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、下水、防疫、食糧供給等の災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及、啓発に関すること。

第2節 計画の構成

安平町地域防災計画の構成は、本章のほか次の各章から構成する。

- 第2章 防災組織
- 第3章 災害情報通信計画
- 第4章 災害予防計画
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 地震災害対策計画
- 第7章 火山対策計画
- 第8章 事故災害対策計画
- 第9章 災害復旧計画
- 資料編

第3節 用語の定義

この計画において各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 水防法 | 水防法（昭和24年法律第193号） |

- 4 町防災会議 安平町防災会議条例（平成18年安平町条例第152号）第1条に定める安平町防災会議
- 5 災害対策本部（長） 安平町災害対策本部条例（平成18年安平町条例第153号）第1条に定める安平町災害対策本部（長）
- 6 町防災計画 安平町防災会議条例に規定する安平町地域防災計画
- 7 防災関係機関 安平町防災会議条例第3条第5項各号に掲げる委員の属する機関
- 8 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- 9 防災 災害対策基本法第2条第2号に定める防災
- 10 要配慮者 災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者
- 11 避難行動要支援者 災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者

第4節 計画の修正要領

町防災計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、町防災会議において修正する。ただし、軽易な事項又は緊急に修正を必要とする事態が発生したときは会長が修正し、次の町防災会議に報告するものとする。

町及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は修正内容を町防災会議に提出するものとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき
- 2 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画の修正が行われたとき
- 6 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

なお、前記の変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、指定地方行政機関等及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

構成機関、公共的団体等	処理すべき事務又は業務の大綱
安平町 町長部局	<ul style="list-style-type: none"> ① 町防災会議に関すること。 ② 災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 ③ 自主防災組織の育成に関すること。

<p>教育委員会事務局</p>	<p>④ 防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 ⑤ 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑥ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害状況の調査に関すること。 ⑦ 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。 ⑧ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨ 避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること。 ⑩ 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑪ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 ⑫ 災害に関する広報に関すること。 ⑬ 要配慮者の支援に関すること。 ⑭ その他町防災計画に定める災害予防対策及び災害復旧対策に関すること。</p> <p>① 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 ② 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 ③ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。</p>
<p>指定地方行政機関 北海道開発局室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所</p> <p>北海道開発局室蘭開発建設部 胆振東部農業開発事業所</p> <p>北海道運輸局室蘭運輸支局</p> <p>北海道農政事務所</p> <p>室蘭地方气象台</p>	<p>① 所轄国道の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 ② 災害時における所轄国道の交通の確保に関すること。</p> <p>① 災害時における国営農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。</p> <p>① 災害時の陸上輸送機関の被害調査及び応急措置に関すること。 ② 鉄道、軌道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。</p> <p>① 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</p> <p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>

<p>苫小牧労働基準監督署</p> <p>苫小牧公共職業安定所</p>	<p>① 災害発生時における労働災害の把握及び実地調査、被災労働者への補償等の対応に関すること。</p> <p>② 災害復旧工事等における労働災害（2次災害含む。）の防止に関すること。</p> <p>① 被災者の就労斡旋に関すること。</p> <p>② 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋に関すること。</p>
<p>自衛隊</p> <p>陸上自衛隊第7特科連隊</p>	<p>① 災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関すること。</p> <p>② 防災訓練の協力に関すること。</p>
<p>北海道（北海道教育長を含む。）</p> <p>胆振総合振興局</p> <p>胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室（苫小牧保健所）</p> <p>胆振総合振興局室蘭建設管理部 苫小牧出張所</p> <p>胆振総合振興局森林室</p>	<p>① 胆振総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。</p> <p>② 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。</p> <p>③ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。</p> <p>④ 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整を図ること。</p> <p>⑤ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。</p> <p>⑥ 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。</p> <p>① 医療施設、水道施設等の被害報告に関すること。</p> <p>② 災害時における医療活動及び防疫活動を推進すること。</p> <p>③ 災害時における飲料水、食品等の衛生確保活動を推進すること。</p> <p>④ 防疫薬剤の確保及び供給を行うこと。</p> <p>⑤ 災害救助法に関すること。</p> <p>① 水防技術の指導を行うこと。</p> <p>② 災害時の関係河川の水位及び雨量の情報を収集すること。</p> <p>③ 災害時の所轄公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。</p> <p>④ 被害地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。</p> <p>① 所轄道有林の被害取りまとめを行うこと。</p> <p>② 所轄道有林等の災害予防及び復旧対策を行うこと。</p> <p>③ 林野火災の予消防対策を実施すること。</p> <p>④ 緊急復旧用材の供給を行うこと。</p> <p>⑤ 民有林野（民有保安林を含む。）の山火予消防の合理化指導を行うこと。</p> <p>⑥ 民有林の災害防止と災害復旧の指導を行うこと。</p> <p>⑦ 民有林の病虫害、獣の防除指導を行うこと。</p>

胆振教育局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における、児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 ② 文教施設及び文化財の被害状況調査並びに復旧、保全対策に関すること。
北海道警察 苫小牧警察署(町内派出所)	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達についての協力を行うこと。 ② 防災関係機関が行う危険区域居住者の避難誘導、被災者の救助等についての協力及び死体の検視を行うこと。 ③ 被災地における交通秩序の保持並びに災害に伴う各種犯罪の予防及び取締りを行うこと。 ④ その他水防及び災害救助活動に対する協力を行うこと。
胆振東部消防組合 消防署安平支署 追分出張所 安平消防団	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防活動に関すること。 ② 水防活動に関すること。（早来地区及び追分地区においては、両地区の消防団・分団と連携を図る。） ③ その他災害時における救助活動を行うこと。
指定公共機関 日本郵便(株)苫小牧郵便局 日本郵便(株)早来雪だるま郵便局 ほか町内各郵便局 北海道旅客鉄道株式会社追分駅 北海道電力(株)道央支社及び苫小牧支社 東日本電信電話株式会社北海道支店 東日本高速道路株式会社北海道支社 日本放送協会室蘭放送局（札幌	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 ② 郵便の非常取扱いに関すること。 ① 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。 ② 安平町内郵便局と安平町の協力に関する協定に基づく事項。 ① 災害時における鉄道、バス等輸送の確保を行うこと。 ② 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。 ① 送配電線、変電所施設等の保守、保安に関すること。 ② 災害時の電力の円滑な供給に関すること。 ① 気象官署からの警報を伝達すること。 ② 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話や電報の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。 ① 災害時における高速道路の維持、修繕、被害復旧その他の管理を行うこと。 ① 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の報道、防災知識の普

放送局)	及、災害広報に関すること。
日本赤十字社北海道支部安平町 分区	① 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関すること。 ② 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること。 ③ 災害義援金品の募集（配分）に関すること。 ④ 日赤奉仕団の育成指導に関すること。
指定地方公共機関	
社団法人苫小牧市医師会	① 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。
社団法人苫小牧歯科医師会	① 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救助に関すること。
社団法人北海道薬剤師会苫小牧 支部	① 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
社団法人北海道獣医師会胆振支 部	① 災害時における飼養動物の対応に関すること。
安平町土地改良区	① 揚水場、水門、水路、溜池等の防災管理、災害復旧を行うこと。
社団法人室蘭地区トラック協会	① 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 ② 被災者等に対する食糧品や生活必需品等の輸送を行うこと。 ③ 住民の避難に関する輸送を行うこと。
社団法人室蘭地区バス協会	① 住民の避難に関する輸送を行うこと。
公共的団体及び防災上重要な施 設の管理者	
とまこまい広域農業協同組合 （早来支所及び追分支所）	① 農作物の災害応急対策指導を行うこと。 ② 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ③ 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
みなみ北海道農業共済組合いぶ り支所	① 被災組合員に対する農業災害補償に関すること。
安平町商工会	① 災害時における物価の安定及び救助物資の確保に関すること。 ② 災害時における商工業者の経営育成指導を行うこと。
安平建設協会	① 公共施設、道路施設等に係る災害の応急対策活動並びに災害廃棄物の除去及び搬送に関すること。

苦小牧広域森林組合	② 応急対策・災害復旧に必要な資機材の提供。 ③ 安平町における災害時の協力に関する協定書に基づく事項。 ① 民有林野の火災予消防対策を実施すること。 ② 民有林野被害の調査を行い復旧対策を行うこと。 ③ 緊急復旧用材の供給を行うこと。
危険物関係施設の管理者	① 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。 ② 施設内の災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。
ライフライン関係機関実務担当者連絡会議（専門部会） (1) 構成機関 東日本電信電話株式会社北海道支店、北海道電力株式会社道央支社及び苦小牧支社、北海道旅客鉄道株式会社追分駅、安平町 (2) 協議事項 ア 各機関相互の連絡体制の明確化及び充実にに関する事項 イ 各機関の緊急時の対応及び連携強化に関する事項	

第6節 町民及び事業所の基本的責務

1 町民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

平常時の備え	災害時の対応
(1) 避難の方法（避難路、避難所等）及び家族との連絡方法の確認	(1) 地域における被災状況の把握
(2) 飲料水、食料等の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備	(2) 近隣の負傷者、要配慮者の救助
(3) 隣近所との相互協力関係の構築	(3) 初期消火活動等の応急対応
(4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握	(4) 避難所等での自主的活動
(5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得	(5) 防災関係機関の活動への協力
(6) 要配慮者への配慮	(6) 自主防災組織の活動
(7) 自主防災組織の結成	

2 事業所の責務

事業所は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

平常時の備え	災害時の対応
(1) 災害時行動マニュアルの作成	(1) 事業所の被災状況の把握
(2) 防災体制の整備	(2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
(3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施	(3) 施設利用者の避難誘導
	(4) 従業員及び施設利用者の救助
	(5) 初期消火活動等の応急対策
	(6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第7節 安平町の地勢と災害の概要

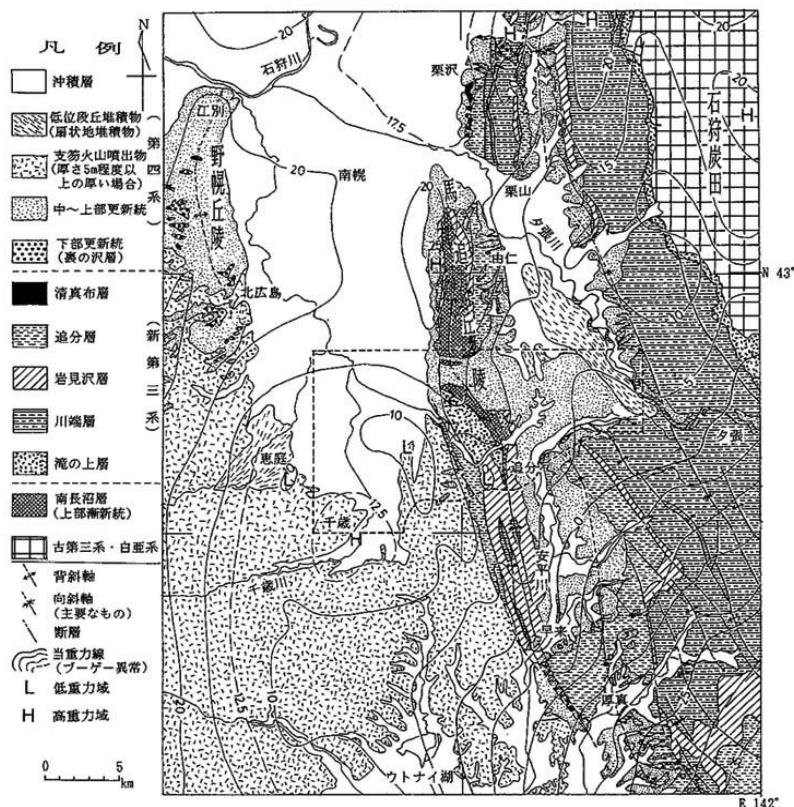
1 位置及び面積

安平町は、北海道の南西部にあって、北緯42度49分、東経141度49分に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接している。面積は合計237.16 K²であり、可住地面積は117.99 K²となっている。

2 地勢

安平町は、東部は夕張山地の分脈が延びており、標高364mのシアピラヌプリ山を主峰として波状形丘陵地が広がっている。

西部は標高100～150mの馬追丘陵が南北に走る。中央部は南北に貫流する安平川に沿って平坦地を形成し、



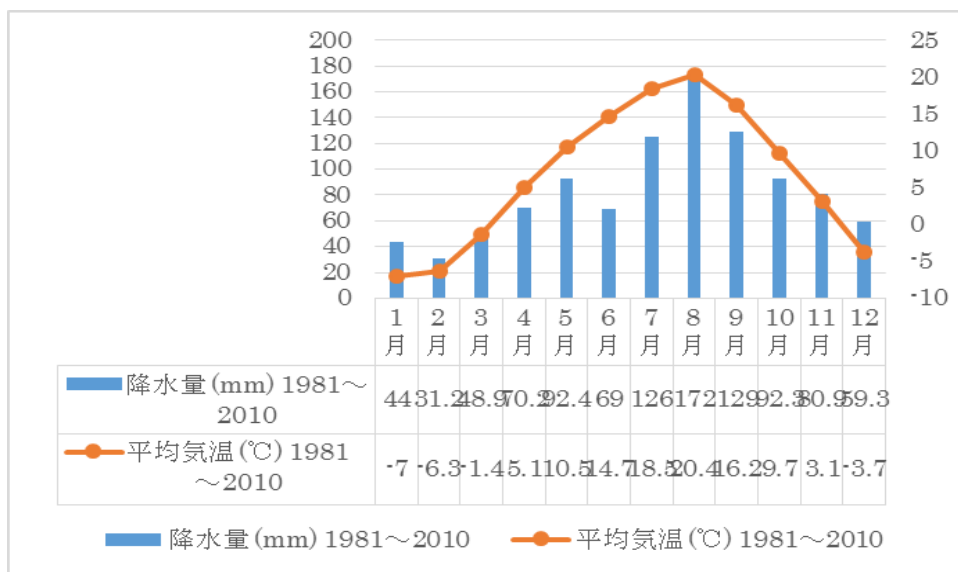
図III.1.4-2 馬追丘陵とその周辺の地質概略図(岡, 1998より引用)
破線内は千歳地区表層地質報告書の報告範囲。

南部は低湿地帯となって勇払原野に接している。

地質は、その多くが樽前系火山灰に覆われている。なお、西部の馬追丘陵には石狩低地東縁断層帯の存在が確認されており断層帯主部の今後30年における地震発生確率は0.05%～6%と推定され、地震発生時の震度は6強以上になると試算されている。

3 気象

安平町の気候は北部は内陸性気候区に、南西部は太平洋西部気候区に属している。夏期は温暖な気候で、冬期は -20°C を記録するなど寒暖の差が激しいが、年間平均気温は北海道平均と比較すると温暖である。なお、南西部の低湿地帯では春から夏にかけて濃霧の発生がみられる。年間降水量は1081mmで、降水は夏期と晩秋から初冬に集中しており、冬期の積雪量は30～50cm程度と、北海道の中では降水量、積雪量ともに比較的少ない地域に属する。



図表 気候状況（平成27年）
出典：厚真地域気象観測所観測値

4 主な災害記録

主な災害記録は、資料6のとおりである。

第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、安平町防災会議条例（平成18年安平町条例第152号）第3条第5項各号に掲げる者として任命又は委嘱されたものを委員として組織する。また、町防災会議に専門の事項を調査させるため、同条例第4条第2項に掲げる者の中から町長が任命又は委嘱する者を専門委員として町防災会議に出席させることができる。

1 町防災会議の所掌事務

- (1) 町防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 安平町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

2 町防災会議の運営

町防災会議の運営は、安平町防災会議条例の定めるところによる。

3 町防災会議の組織図

町防災会議の組織は、資料1のとおりとする。

第2節 災害対策本部

町長は、区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

1 組織

災害対策本部の組織は、資料2のとおりとする。

2 災害対策本部設置時における事務分掌

災害対策本部設置時における事務分掌は、資料2のとおりとする。

3 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 災害対策本部の設置基準

町長は、基本法第23条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要と認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。

ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。

エ 震度5弱以上の地震が発生し、その対策を必要とするとき。

※ ただし、状況により必要となる場合は、この限りでない。

オ 樽前山の噴火警報が発表されたとき。

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、総合庁舎内に設置するものとする。ただし、災害の状況等から判断し応急対策を実施するうえで有効と認められる場合は、他の場所に置くことができる。

(3) 災害対策本部の廃止

町長は、予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を各部長並びに町防災会議関係機関、胆振総合振興局長その他防災関係機関及び住民に対し、電話、文書その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

第3節 災害対策本部の配備体制

1 配備体制

災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、災害対策本部が設置されない場合であっても、必要があると認められるときは、非常配備の基準により配備体制をとることがある。

非常配備体制

種別	配備の時期	配備の内容	配備要員
第1非常配備(準備)	1 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表されたとき。 2 町内に震度4以上の地震が発生したとき。 3 その他特に災害対策本部長が必要と認めたとき。	特に関係ある対策班の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。 また、第2非常配備に移行し得る体制をとるものとする。	防災担当職員 関係課長等
第2非常配備(警戒)	1 局地的な災害の発生が予想される時。又は、災害が発生したとき。 2 町内に震度5弱の地震が発生したとき。 3 その他特に災害対策本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある対策班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	関係職員
第3非常配備(出動)	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合。又は、被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 3 その他特に災害対策本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 災害対策本部各班の配備要員

(1) 動員（招集）の方法

- ア 総務対策部長は、災害対策本部長の非常配備決定に基づき副本部長及び各部長に対し、災害対策本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた部長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- ウ 各部長から通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- オ 災害対策本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

3 非常配備体制の活動要領

(1) 災害対策本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合など災害対策本部の設置基準により災害対策本部が設置されたとき、災害対策本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

災害対策本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は、災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部の活動を終了し、災害対策本部を廃止する。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ① 統括管理班長は、气象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収集、伝達等を行う。
- ② 土木班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
- ③ 関係各部長は、総務対策部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。
- ④ 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各部長において増減する。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ① 災害対策本部の機能を円滑にするため、必要に応じて各部長を召集し本部員会議を開催する。
- ② 各部長は、情報の収集伝達体制を強化する。
- ③ 総務対策部長は、関係部長及び防災会議構成機関との連絡を密にして

客観情勢を判断するとともに、その状況を災害対策本部長に報告する。

- ④ 各部長は次の措置をとり、その状況を総務対策部長に報告する。
 - a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災想定地）へ配置すること。
 - c 関係部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

4 災害対策本部を設置しない場合の準用

町長は、災害対策本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節1から3までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

- (1) 風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。
- (2) 局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。
- (3) 災害対策本部の設置前又は災害対策本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。ただし、町長が招集する対策会議は、災害対策本部が設置された場合の本部員会議に準じて対策を行う。

5 現地災害対策本部

災害対策本部長は、必要に応じ被災地に現地災害対策本部を置くものとする。

また、現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長及び災害対策本部員その他の職員の中から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

6 災害対策本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長の職務を代理する者は、副本部長とする。

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達及び情報の収集等については、この計画によるものとする。

第1節 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画

1 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準

(1) 注意報発表基準

注意報名	内 容	
強風（平均風速）	陸上12m/s	
風雪（平均風速）	陸上12m/s（雪による視程障害を伴う。）	
大雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	74
洪水	流域雨量指数	安平川流域=9
大雪	12時間降雪の深さ、25cm（山間部30cm）	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	最小湿度35%、実効湿度65%	
濃霧（視程）	陸上200m	
霜（最低気温）	3℃以下	
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ40cm以上で、日平均気温5℃以上	
低温（最低気温）	通年：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続	
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪	24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が60mm以上	

(2) 警報発表基準

警 報 名	内 容	
暴風（平均風速）	陸上18m/s	
暴風雪（平均風速）	陸上18m/s（雪による視程障害を伴う。）	
大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	13
	（土砂災害）土壌雨量指数基準	147
洪水	流域雨量指数	安平川流域=17
大雪	12時間降雪の深さ、40cm（山間部50cm）	

(3) 特別警報発表基準

現象の種類	内 容
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(4) 土砂災害警戒情報

胆振総合振興局と室蘭地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加えて、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。安平町を含む胆振地方の基準は、1時間雨量 100 mm 以上である。

2 気象情報の伝達系統及び伝達方法

気象官署等が発する気象、水防等に関する予警報の伝達方法は、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達系統図に基づき、最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 注意報及び警報は、通常の勤務時間中は総務課防災担当者が、勤務時間外は庁舎管理人又は消防署安平支署が受理する。
- (2) 通常の勤務時間中において注意報及び警報を受理した場合は、直ちに総務課長に連絡し指示を受け、必要に応じて関係各課長等に連絡する。
- (3) 夜間、休日等において庁舎管理人社又は消防署安平支署が予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等を受けたときは、次に掲げる警報については総務課防災担当者に連絡するものとする。

ア 気象警報等

暴風、大雨、洪水、大雪及び暴風雪

イ その他

上記アに係る気象注意報であって、警報発表に関する情報の伴うものについては、直ちに総務課防災担当者に連絡するものとする。

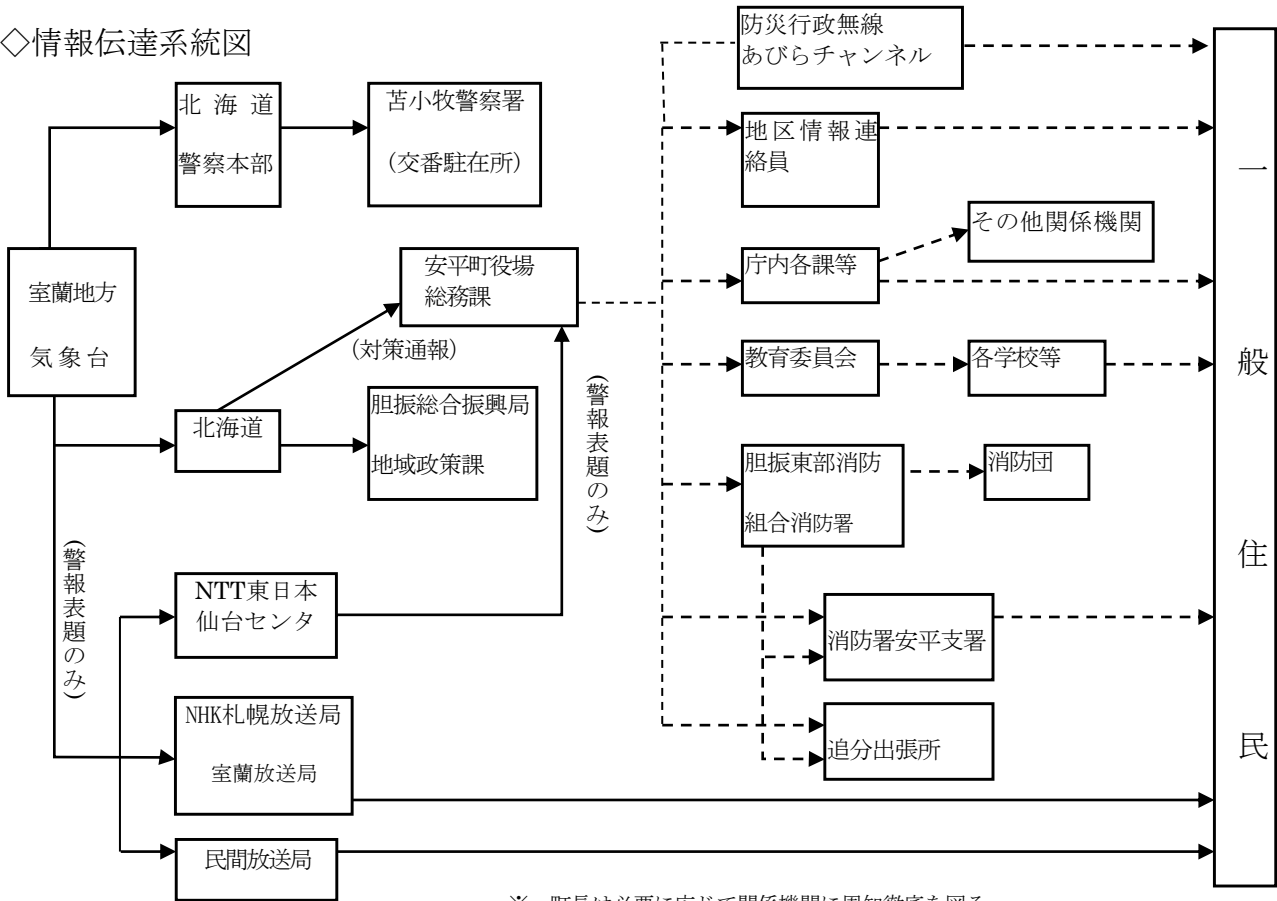
- (4) 上記(1)から(3)までの伝達にあつては、気象予警報等受理表（様式第1号）により行うものとする。ただし、当該様式の記載事項を網羅した気象情報に係るFAX用紙等がある場合には、気象予警報等受理表に代えて使用することを妨げない。

様式第1号（第3章第1節2関係）

気象予警報等受理表

決裁							合議	
受信日時	年 月 日 午前・午後 時 分							
受信方法	電話 文書 無線 その他							
発信者				受信者				
予警報等種別				発表時刻				
受理事項								
処理てん末								

◇情報伝達系統図



第2節 災害情報通信計画

災害時における災害情報及び災害報告等の通信連絡の方法は、この計画の定めるところによる。

1 情報交換及び情報伝達体制の整備

- (1) 防災関係機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報等の災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報の送受信を可能とする通信ネットワークのデジタル化と情報通信システムの構築及び新技術の導入に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、要配慮者にもわかりやすい多様な情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、多くの住民が所有するテレビや携帯電話といった情報端末を活用した新しい情報伝達を研究し、多様な情報伝達体制の整備に努めるものとする。

2 災害通信計画

(1) 主通信系統（電話による通信）

- ア 有線電話回線災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。なお、「非常通話」又は「緊急通話」の取扱いは、NTT番号情報株式会社（102番）に「非常」又は「緊急」の旨を告げて通話を請求し、関係機関に通報するものとする。
- イ 当町において公共施設間を結んだ光ファイバーによる情報通信基盤を利用し、各公共施設や小・中学校の被害状況・避難者情報について情報収集・伝達を図るものとする。
- ウ 有線電話回線の設備が使用できない状態となった場合には、町又は職員が保有する携帯電話等の無線電話回線を利用して通信連絡を行うものとする。

(2) 副通信系統（専用通信施設の利用）

主通信系統による設備が利用できない状態になった場合における通信連絡は、次の専用通信施設のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

ア 警察電話による通信

苫小牧警察署の警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

イ 鉄道電話による通信

鉄道電話により通信相手機関に最も近い駅、保線区等を経て行う。

(3) 副通信系統（専用無線施設の利用）

ア 消防無線による通信

胆振東部消防組合消防本部・消防署安平支署及び消防車に設備の無線を利用して情報収集に当たる。

イ MCA無線機による通信

町が保有するMCA無線機施設（別冊9）の無線を利用して情報収集に当たる。

ウ 東日本電信電話株式会社北海道支店孤立防止用無線による通信

東日本電信電話株式会社北海道支店で保有しているポータブル衛星通信を利用して情報収集に当たる。

エ 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報収集に当たる。

(4) その他全域にわたり災害が発生し、上記(1)から(3)までの方途による通信が不可能な場合は、公用車等により連絡員を派遣し、口頭等により連絡する等臨機の措置を講ずるものとする。

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したときにおける情報の収集、報告及び伝達に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象(局地的な豪雨、竜巻等の突風、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等)を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長(災害対策本部設置後は、災害対策本部長)、警察官等に通報しなければならない。

(2) 警察官等の通報

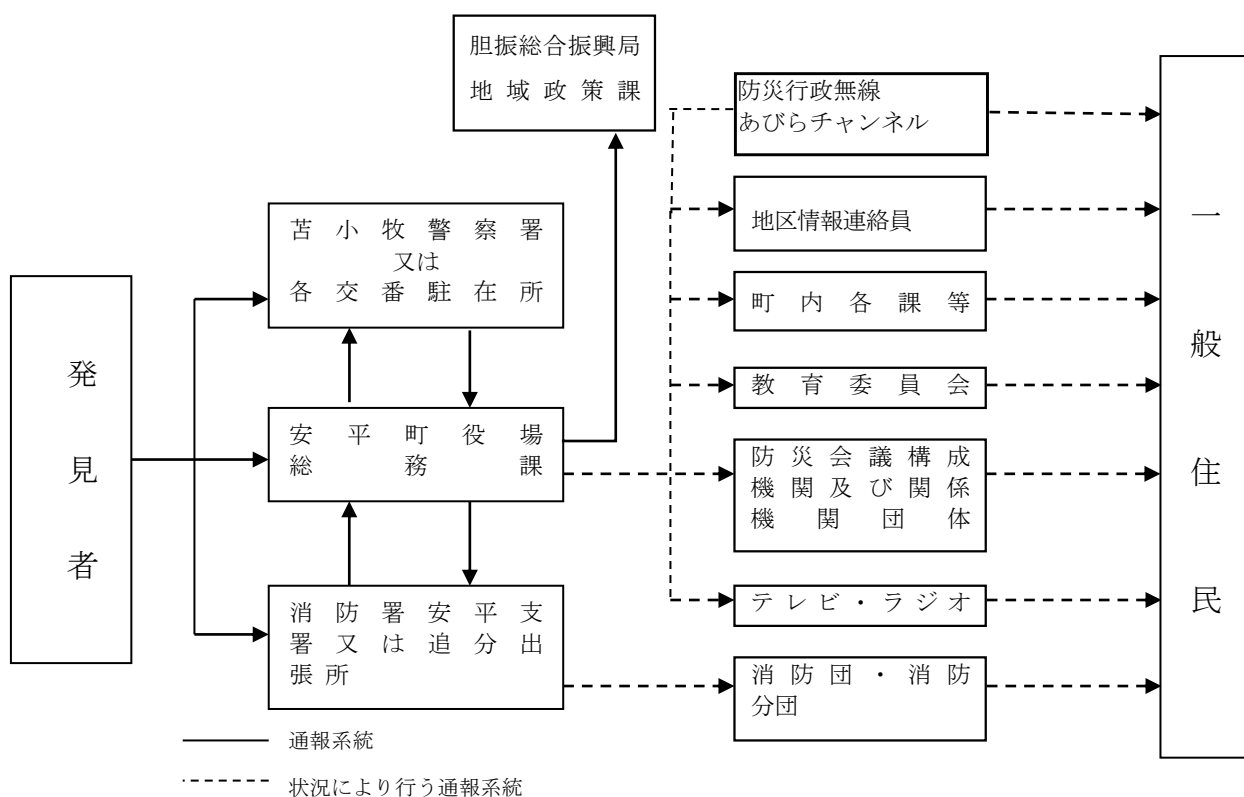
異常現象発見者から通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに町長(災害対策本部長)に通報しなければならない。

(3) 町長からの通報

町長(災害対策本部長)は、異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて次の異常現象発見通報系統図に基づき、関係機関に通報するものとする。

(4) 夜間、休日等において庁舎管理人が地域住民からの災害情報又は被害状況を受理した際は、総務課防災担当者に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

◇異常現象発見通報系統図



2 災害情報等の収集及び報告

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、北海道地域防災計画に定める次の「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を胆振総合振興局長に報告するものとする。

また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

(2) 町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

(3) 災害情報等報告取扱要領は資料10による。

◇被害状況等の報告

回線 区分	平日 (9:30~18:15) 消防庁 応急対策室	平日 (左記時間帯以外)・休日 消防庁 宿直室
NTT回線	03-5353-7527 03-5353-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	*6-90-49013 *6-90-49033 (FAX)	*6-90-49102 *6-90-49036 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	*6-048-500-7527 *6-048-500-7537 (FAX)	*6-048-500-7782 *6-048-500-7789 (FAX)

4章 災害予防計画

町は災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。災害対策を計画的に推進するため、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、この計画の定めるところによる。

第1節 防災教育及び訓練計画

災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するとともに防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、この計画の定めるところによる。また、防災知識の普及、啓発に当たっては要配慮者に十分注意し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努める。

1 防災知識の普及、啓発

防災関係者及び一般住民に対し、次により防災知識の普及、啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 防災に関する心得と一般知識
- イ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常用持出品や緊急医薬品の準備
- ウ 災害情報の正確な入手方法
- エ 出火の防止及び初期消火の心得
- オ 救助・救出、救護に関する事項
- カ 避難所等、避難方法等に関する事項
- キ 要配慮者に関する事項
- ク その他防災に関する事項

(2) 普及方法

- ア 広報誌、パンフレット等の配布、ホームページ等への掲載
- イ テレビ、新聞、ラジオ等による普及
- ウ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(3) 普及の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

2 防災訓練の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、防災訓練を次のとおり実施し、防災に関する技能の向上及び防災知識の普及を図るものとする。

訓練に当たっては、防災の日や防災週間等を考慮しながら、防災関係機関や、自治会等、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等の連携を図るものとする。

区 分	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合訓練	適当な場所	各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害訓練等の訓練を総合的に実施する。	町防災会議
水防訓練	水害危険地区	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。	
消防訓練	火災危険地区	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等の訓練を実施する。	胆振東部消防組合消防本部 安平支署
避難救助訓練	適当な地区	図上又は実施訓練 水防訓練、消防訓練に併せて避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等を織り込んだ訓練を実施する。	安平町
災害通信訓練	適当な地区	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、様々な想定の下に訓練する。	安平町
非常招集訓練	適当な地区	その他災害に関する訓練を実施するとともに、他の関係機関で行う訓練について協力する。	町防災会議
土砂災害訓練	土砂災害警戒区域	図上又は実施訓練 土砂災害警戒情報等発表時の情報伝達・避難訓練	安平町
地域防災訓練(自主防災訓練)	各地域	図上又は実施訓練 町内会・自治会・自主防災組織が主体になり防災知識の普及啓発、情報伝達・避難訓練等を実施する。町は積極的に参加し、協力、助言等を実施する。	

第2節 災害危険区域

災害の発生が予想される災害危険区域は、資料4のとおりである。

第3節 水害予防計画

災害時における水防活動については、第2章に掲げる防災組織の活動に準ずる。

1 水防責任の大綱

水防法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

(1) 安平町

ア 水防法第3条の規定に基づき、安平町は水防管理団体として安平町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 安平町区域内における雨量水位を観測し、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

(2) 胆振総合振興局

ア 胆振総合振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

(ア) 室蘭地方気象台が、気象の状況により、洪水のおそれがあると認め発表する通知を水防管理者等に通知すること。

(イ) 水防法第16条第1項の規定により、水防警報を水防管理者等に通知すること。

(3) 胆振総合振興局室蘭建設管理部

洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

(4) 居住者の義務

水防法第24条の規定に基づき、安平町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は水防管理者又は消防署長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

2 水防組織と機構

(1) 町の組織

水防に関する町の組織は、第2章第2節に定める災害対策本部の設置に準ずる。

(2) 消防機関の組織

水防に関する消防機関の組織は、資料5のとおりとする。

3 水防危険区域及び水防施設

(1) 水防危険区域等の指定

町内河川等で、水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域は、本章第2節に定めるところによる。

(2) 水位観測所

北海道の所管する水位観測所は、次のとおりである。

観測所名	種類	水系名	河川名	観測所の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
安平橋	水位・雨量	安平川	安平川	安平町安平地先 (安平橋)	26.58m	27.28m	28.11m	28.44m	28.61m
源武橋	水位	安平川	安平川	安平町早来源武 (源武橋)	6.77m	7.58m	8.22m	8.49m	8.99m

(3) 雨量観測所

安平町内において雨量観測を実施している機関及び室蘭地方気象台・北海道所轄の雨量観測所（安平町関係分）は、次のとおりである。

所轄区分	観測所名	観測所位置	備考
室蘭地方気象台	安平	勇払郡安平町安平（国道沿い）	
室蘭建設管理部	安平橋	勇払郡安平町安平（安平橋）	

(4) 水防資機材の備蓄と調達

水防作業の実施に伴う水防資機材の保有状況は、別冊2のとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するものとする。

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ア 浸水想定区域

資料編に掲載

イ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設への水位到達情報等の伝達

町は浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位到達情報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

ウ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、第5章第5節避難救出計画によるものとする。

エ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

施設の名称及び所在地等を資料編に掲載

4 気象警報等の通信連絡

(1) 水防活動用予報及び警報等

水防管理者又は水防関係機関は、常に気象の状況に注意するとともに、室蘭地方気象台、北海道開発局及び北海道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報処理に遺漏のないようにしなければならない。

【水防活動の利用に適合する注意報・警報の種類及び内容】

法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項に基づく水防活動の利用に適合する注意報・警報の種類及び内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

- (注) 1 注意報とは、気象現象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
2 警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報。

【水防警報の種類、内容及び発表基準】

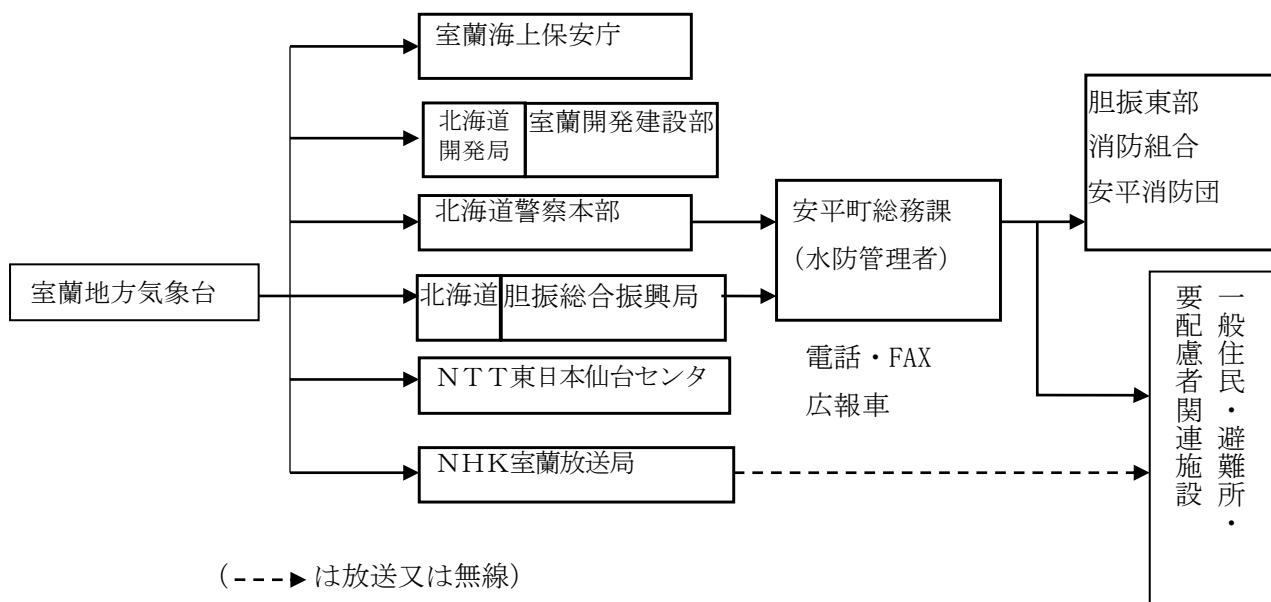
種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報及び警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川はん濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川はん濫警戒情報等により、または、既にははん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、またははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

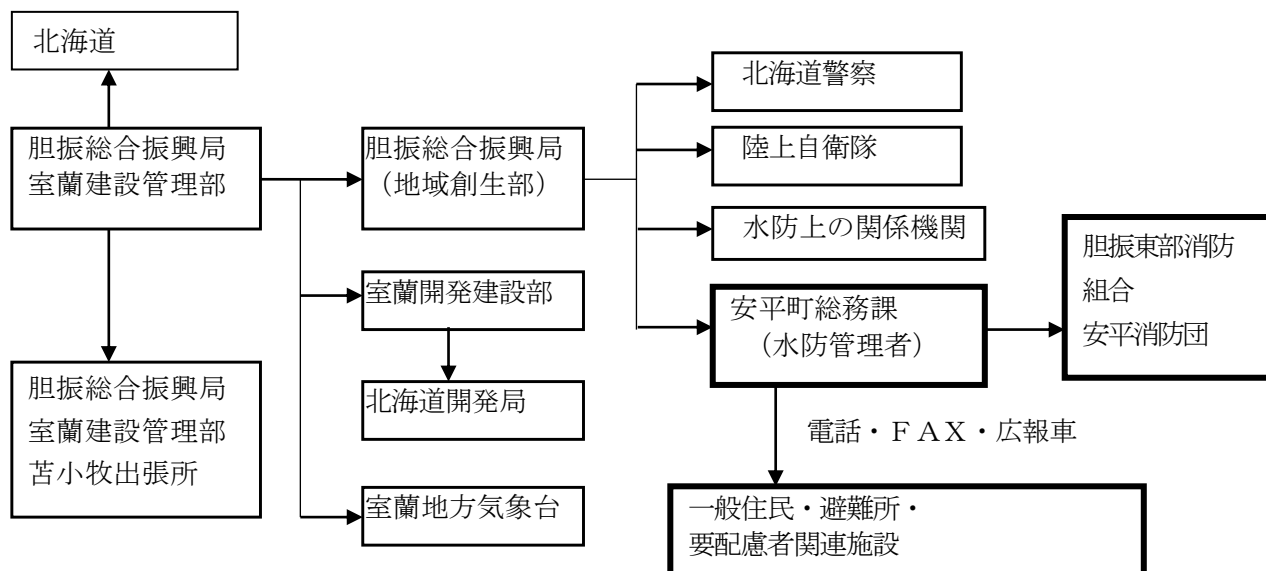
(2) 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防管理者は、水防活動の利用に適合する注意報、警報及び情報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

ア 水防活動用気象注意報・気象警報



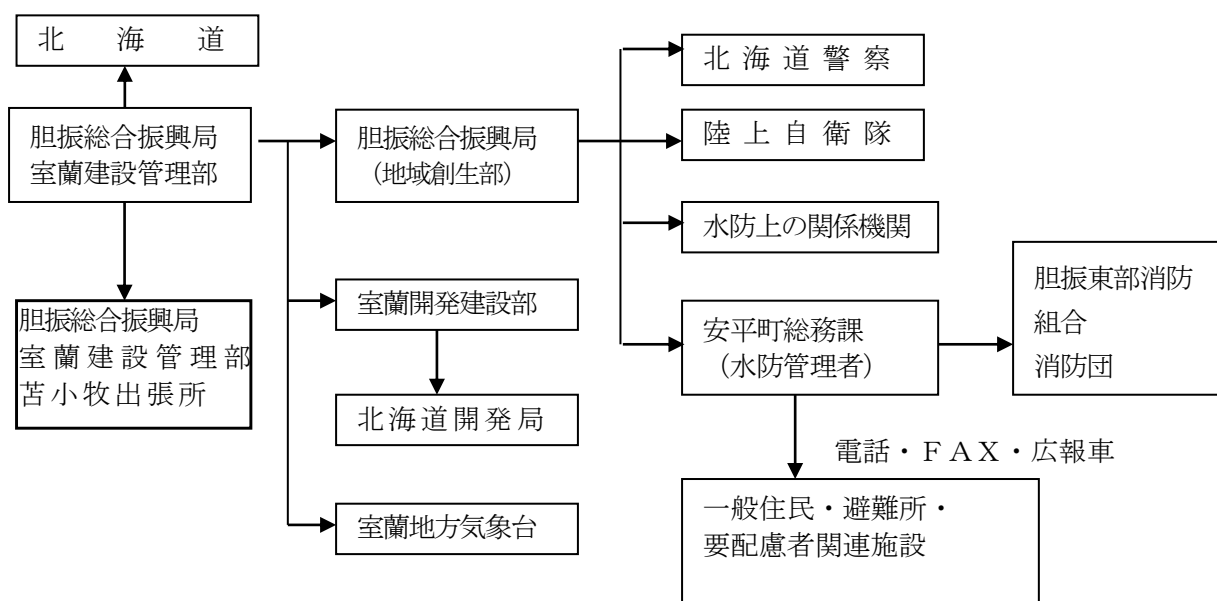
イ 水防警報 (法第16条)



※水防警報…国土交通大臣又は都道府県知事が定めた河川、海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えることを目的として発令される。（法第2条第7項、法第16条）

※水防警報河川（安平町関係）…安平川

ウ 水位周知（水防法第13条）



※水位周知河川（安平町関係）…安平川

5 水防通信連絡

(1) 通信連絡

一般加入回線のほか、地域防災無線、総合行政情報ネットワーク等の回線を用いて行うものとする。

(2) 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、「第3章 災害情報通信計画」によるものとする。

6 洪水警戒情報の伝達

洪水情報及び避難勧告、避難指示等の情報は、ラジオやテレビ、広報車、サイレン、防災行政無線、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン	摘要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	○－休止 ○－休止 5秒－15秒 5秒－15秒 ○－休止 5秒－15秒	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる信号
出動 第1信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	○－休止 ○－休止 5秒－6秒 5秒－6秒 ○－休止 5秒－6秒	水防団員及び水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号
出動 第2信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	○－休止 ○－休止 10秒－5秒 10秒－5秒 ○－休止 10秒－5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号
危険信号 (避難・立ち退き)	乱打	○－休止 ○－休止 1分－5秒 1分－5秒	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせる信号

備考(1) 信号は、適宜の時間継続すること。

(2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

(3) 危険が去ったときは、口頭、電話、広報車等により周知すること。

7 水防活動

(1) 町の非常配備体制

町は、水防法第16条による水防警報を受けたとき、又は洪水が予想されるとき町の配備体制は、第2章第2節における災害対策本部の配備体制によるものとする。

(2) 監視及び警戒

ア 常時監視

水防管理者は、町職員及び消防職員により、常時水防区域内の堤防、排・取水門、排水ポンプ場及び導集水路を監視させ、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川及び堤防等の管理者に連絡し、必要な情報を求めるものとする。

また、貯水池その他これに準ずる施設の管理者は、監視員を定め、担当区域を監視させるものとする。

河川名	巡視担当部署	巡視責任者
安平川	建設課	建設課長

イ 非常監視及び警戒

水防管理者は、非常配備を指令したとき、又は水防上必要があると認めたときは、アに定める監視員及び(3)の消防機関の水防分担区域に定める消防機関の担当者に、その担当水防区域内の監視警戒を厳重にさせ、監視員は異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は直ちに河川管理者に連絡するものとする。

(3) 警戒区域

ア 警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

イ 警戒区域設定の報告

アにおいて警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防支署長及び警察署長に報告するものとする。

(4) 水防活動に従事する者の安全確保

ライフジャケットの着用、通信機器の携行、指揮者又は監視員による現場状況の把握・必要に応ずる避難を含む具体的な指示や注意を行う等水防活動（避難誘導や水防作業）に従事する水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意する。

8 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに胆振総合振興局長に報告するものとする。

ア 消防機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、水防活動実施報告を、翌月5日までに胆振総合振興局長に2部提出するものとする。

(3) 水防記録及び水防報告の様式は資料7のとおり。

9 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、水防法第35条の規定により水防訓練を実施するものとする。

第4節 風害予防計画

風による公共施設、一般家屋、農耕地、農作物の災害を予防するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

- (1) 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機応変に対応できる措置を講ずるものとする。
- (2) 学校及び幼稚園、保育園や医療機関など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。また、家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、町は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。
- (3) 台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

第5節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等の災害に対処するため、迅速かつ的確な除雪を実施し、交通の確保を図るなど必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 除雪路線実施分担

特に交通確保を必要と認める主要路線についての除雪は、次の区分により実施する。

- (1) 国道の除雪は、北海道開発局が行う。
- (2) 道道の除雪は、北海道が行う。
- (3) 町道の路線については、町が実施する。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するために民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりとする。

除雪作業の基準

区分	標準交通量	除雪目標
第1種	北海道所管－1,000台／日以上 の道路 町所管－国道、道道及び主要道との 連絡幹線及びバス路線	2車線以上の幅員の確保を原則とし異常な降雪時 以外は常時交通を確保する。異常降雪時には 極力2車線を確保する。(北海道は極力2車線確保 を図る。)
第2種	北海道所管－300～1,000台／日未満 の道路 町所管－消防活動路、公共施設連絡 路、通学路並びに市民及び 車両の通行の頻繁な路線	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、 1車線幅員で待避所を設けることとなってもやむを 得ないものとする。(北海道は2車線(5.5m)以上の 幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常 降雪時には極力1車線以上の確保を図る。)
第3種	北海道所管－300台／日未満の道路 町所管－上記以外の住居密集地区に おける生活関連道路	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則と するが、状況によっては一時交通不能になってもや むを得ないものとする。(北海道は2車線幅員確保 することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況 によっては、1車線(4.0m)幅員で待機所を設ける。 異常降雪時には一時通行止めとすることもや むを得ないものとする。)

2 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、次の次項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮する。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努める。

3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、それぞれ業務所轄区域内のなだれ発生予想区域に防止柵の設置を行い、又は標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

4 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社苫小牧支社及び道央支社は、送・配電線の冠雪及び着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

5 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

(1) 町長は、災害対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。

ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模の範囲から緊急・応急措置を要するとき。

(2) 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容するものとする。

(3) 孤立予想地域に対する対策を講ずる。

(4) 除雪機械、通信施設の整備点検を行う。

第6節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、この計画の定めるところによる。

1 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等の情報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

水防計画に定める水防区域及びなだれ、地すべり又は山崩れ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

(1) 町は、本章第3節水害予防計画の7水防活動に定める監視を行うものとする。

(2) 河道内の障害物の除去

町及び河川管理者は、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ、災害の発生が予測される箇所について、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪等

道路管理者は、積雪、結氷、滞溜内水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図るものとする。

第7節 土砂災害予防計画

急傾斜地における崩壊及びなだれ等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、この計画の定めるところによる。

1 現況

町における地すべり、落石、土石流等の危険区域は、資料4のとおり。

2 予防対策

(1) 地すべり災害、落石災害対策

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害及び落石災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等に被害が発生するため、国、北海道及び町は、次のとおり予防対策を講ずるものとする。

ア 国

森林法に基づき、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行い、山腹の崩壊等を防止するとともに施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 北海道

急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

ウ 町

(ア) 住民に対し、地すべり危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(イ) 町が所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置を行うとともに、付近住民に対しては危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力について周知する。

(2) 土石流災害対策

ア 室蘭建設管理部、胆振東部森林管理署

(ア) 土石流危険溪流に係る直轄の砂防及び治山施設について、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

イ 北海道

(ア) 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど、土石流対策を推進するものとする。

また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を行い、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

- (イ) 町に対し危険溪流に関する資料を提供し、住民への危険溪流に関する資料の提供等について指導するものとする。
- (ウ) 砂防及び治山事業を実施する場合は、請負業者に対し工事中の安全確保のため、土石流に対する警戒避難体制について指導するものとする。

ウ 町

- (ア) 住民に対し、土石流危険溪流の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (イ) 町が所有する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置を行うとともに、付近住民に対しては、河川等の異常等の早期発見の通報協力について周知するものとする。

3 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域の指定

北海道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」）に基づき、基礎調査等を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

(2) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

町は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。また、危険箇所についても同様とする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

イ 土砂災害に関する予報または警報の発令及び伝達

ウ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

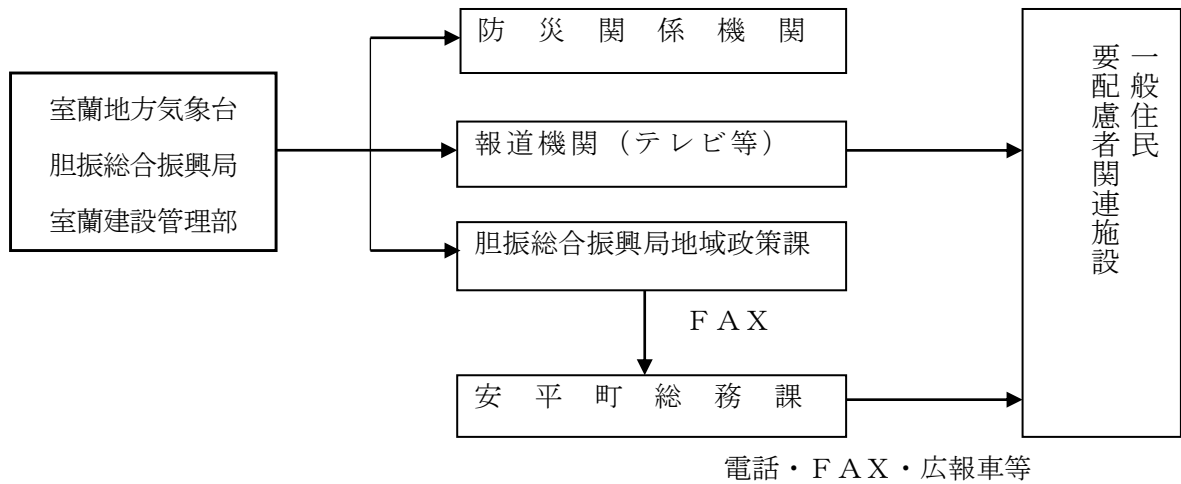
町は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

4 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

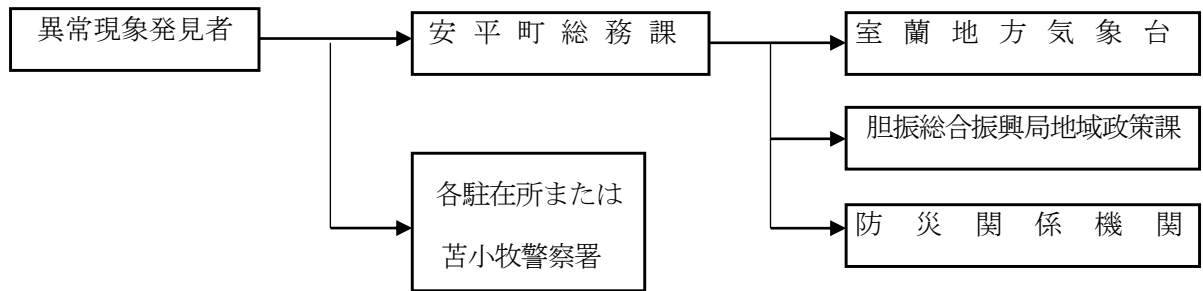
(1) 警戒・避難に関する情報の収集

気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等）をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生情報を収集する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達経路及び収集手段、住民への伝達方法は下記のとおりである。



(3) 異常現象を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに北海道及び気象官署、防災関係機関に通報する。



5 警戒巡視

町長は、融雪・台風・異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、当該区域の巡視を行い警戒に当たるものとする。

警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 表層の状況
- イ 地表水の状況
- ウ 湧水の状況
- エ 亀裂の状況
- オ 樹木等の傾倒状況

6 避難勧告等の発令基準

別冊5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルによる。

第8節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

町は、建築基準法に規定される耐震性能を有さない施設、とりわけ避難所指定となっている拠点施設の耐震改修を推進するため、安平町耐震改修促進計画等に基づき、これら施設の耐震性の向上を図る。

また、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、耐火建築物の建築促進に努め建築物の不燃化の推進を図り、木造建築物等の外壁・軒裏等については防火構造とするように努め、火災の延焼の防止を図る。

第9節 消防計画

町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等については、別に定める「胆振東部消防組合消防計画」によるもののほか、この計画の定めるところによる。

1 組織計画

(1) 消防署安平支署・安平消防団の組織は、資料5のとおりとする。

(2) 消防団員の確保

町は、消防署安平支署安平支署と連携し消防団への積極的な加入が促進されるよう啓発活動に努める。

2 火災予防計画

火災を未然に防止するため、町民に対してあらゆる防火広報を行い防火思想の普及を図るほか、次により火災予防の徹底を推進する。

(1) 諸行事による防火思想の普及

春、秋の火災予防運動期間中に街頭宣伝、防火チラシとポスターの配布、各事業所に対する防火に関する研修及び消防訓練の指導等を実施、幼少年防火クラブ等の自主防災組織の活動を通じての防火意識の高揚等々により防火思想の普及の徹底を図る。

(2) 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を目指すとともに、防火対象物の管理体制の強化を図る。

(3) 火災予防査察

指定対象物、特殊対象物、危険物貯蔵所等及び一般対象物の予防査察を計画的に実施して火災予防に努める。

(4) 建築確認

消防法第7条に定める建築確認物の同意を要する建築物に対しては、関係法令に基づき防火に関する規定に違反していないかを審査し、防火の推進を図る。

3 火災警報及び伝達計画

(1) 火災警報の発令

町長は、消防法第22条第2項の規定による通報を受けた場合又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 火災警報発令基準

ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度45%以下に下がり、最大風速が7m/sを超えるとき、又はその見込みのとき。

イ 実効湿度が60%以下となり、風速7m/sを超えるとき。

(3) 火災警報解除

町長は、気象の状況が火災予防上危険がない状況に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

(4) 火災警報発令時の広報

火災警報を発令したときは、消防署長は次の火災警報連絡図及び消防法施行規則第34条の規定による消防信号により、一般住民に周知徹底を図らなければならない。

(5) 火災警報連絡図

別記

4 招集計画

消防長及び消防署長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、警戒警備等のために、必要に応じて消防職(団)員の招集を行う。

5 消防職(団)員

(1) 火災警報発令時

火災警報発令信号を認知した消防職(団)員は、速やかに署・所及び所属分団詰所に集合する。

(2) 通常火災

火災信号その他の方法で火災を認知した消防職(団)員は、速やかに署・所及び所属分団詰所に急行し、上司の指示により行動する。

(3) 非常災害時

火災信号その他の方法で災害を認知した消防職(団)員は、速やかに災害現場又は署・所及び所属分団詰所に急行し、上司の指示により行動する。

6 出動計画

消防隊の出動は、火災出動、警戒出動、救助出動、水防出動及び応援出動とし、消防署安平支署災害出動計画により出動する。

7 消防力等の現況

消防力の現況は、資料5のとおりとする。

8 隣接市町村(組合)消防相互応援計画

- (1) 北海道広域消防相互応援協定(平成3年4月1日施行)の締結により、北海道内の市町及び消防の一部事務組合相互の応援体制を確立し、消防力の強化及び効率的運用を図り災害の拡大を防止する。
- (2) 消防力の効率的運用を図り、災害の拡大を防止するため、近隣消防機関等の相互応援協定を締結し、相互間の連携を密にし、防災活動を行う。

9 救急計画

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察・医師会等との連携を図り、救急活動の万全を期する。

10 教育訓練

消防職(団)員の体力、資質の向上及び消防活動の充実強化については、本章第1節「防災教育及び訓練計画」に基づき必要な教育訓練を行うものとする。

11 消防力の整備

実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

第10節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する対策については、この計画の定めるところによる。

1 安全対策

(1) 避難行動要支援者の実態把握

町長は、町内に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎として、基本法第四十九条の十第一項に基づく名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

ア 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害時等に家族の支援を受けることができない又は同一世帯に属する家族からの支援が困難であるため自力で安全な場所へ避難する等適切な行動をとることができない者で、次の(ア)から(キ)に掲げる者のうち、社会福祉施設等の入所者や長期入院患者等を除く在宅者をいう。

(ア) 75歳以上の一人暮らしの者及び75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

(イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定を受けた者に係る要介護状態区分が、要介護3から5までの認定を受けている者

(ウ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害程度の等級が1級から3級までに該当する者

(エ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者であって、障害の程度がAに該当するもの。

(オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害程度の等級が1級及び2級に該当する者

(カ) (ウ)から(オ)までの規定の適用を受けない障害の程度に該当するものであって、これらの者のみで構成される世帯に属する者

(キ) その他災害時等において支援が必要な者

イ 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) その他支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な要配慮者の情報

町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、町が保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

同様に町長は、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 緊急連絡体制の整備

災害時に、避難行動要支援者が迅速かつ安全な行動がとれるよう、家族はもとより自治会等地域ぐるみの協力の下で、きめ細かな緊急連絡体制の整備を図る。

(3) 避難支援体制の整備

町の防災担当部局と福祉担当部局との連携の下に、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図り、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努める。

ア 避難行動要支援者名簿の利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、非難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下、「名簿情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ 名簿情報の提供

名簿情報の提供について本人の同意を得ている場合、町長は、災害等の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、以下の避難支援等関係者に名簿情報を提供することができる。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないものとする。

(ア) 消防機関

(イ) 警察機関

(ウ) 民生委員

(エ) 児童委員

(オ) 社会福祉協議会

(カ) 自治会・町内会・自主防災組織

(キ) 安平町災害時等要援護者登録制度実施要綱第2条第2項に定める地域支援者

(ク) その他避難支援等の実施に関し町長が特に必要と認めた者

ウ 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者の義務

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、次の事項を守らねばならない。

(ア) 避難支援等関係者は、避難支援等の実施以外の目的で名簿情報を使用してはならない。

(イ) 避難支援等関係者は、名簿情報及び支援活動上から知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

- (ウ) 避難支援等関係者は、名簿情報を紛失しないように厳重に管理しなければならない。
- (エ) 避難支援等関係者は、名簿情報を紛失した時は、速やかに町長に報告しなければならない。
- (オ) (ア)から(エ)に規定するもののほか、避難支援等関係者は、避難行動要支援者に係る個人情報の取扱いにあたっては、安平町個人情報保護条例の規定を順守しなければならない。

エ 円滑な避難のための情報伝達に関する配慮

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで流すなど、その情報伝達について特に配慮する。
- (エ) 広報車や防災行政無線、エリア放送による情報伝達に加え、携帯端末を活用した緊急速報メールやホームページ、SNSなどのインターネットを通じた情報提供など、多様な情報伝達手段を確保する。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲内で行うこととする。

町長は、避難行動要支援者に対し避難支援等関係者等は全力で助けようとするが助けられない可能性もあることを理解してもらうよう周知を図るものとする。

(4) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族等に対し、防災行動に関する広報資料を配布し、基本的知識や予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動などについての理解が深まるよう啓発に努める。

また、地域における防災訓練の実施を奨励し、その中で避難行動要支援者のための情報伝達や避難訓練等を実施するよう努める。

(5) 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

要配慮者が利用したり入所する社会福祉施設や医療施設等の管理者に対し、災害発生時における施設利用者等の安全確保に関する組織体制の整備を促す。

また、災害発生時における施設利用者等の安全確保のための施設・設備等の安全性の向上や緊急受け入れ体制の整備に努めるよう指導・支援する。

2 援助活動

(1) 避難行動要支援者の確認・早期発見

災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在や連絡先等を確認し安否

の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。

ア 避難所への移送

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、北海道、近隣市町等への応援を要請する。

3 観光客に対する対策

各事業所及び観光施設は、来客者及び観光客の安全を確保するため、町の指導の下、避難誘導方法、避難経路及び避難所を記載した避難計画を作成する。

4 外国人に対する対策

町は、わが国とは異なる言語や文化、生活習慣及び防災意識を持つ外国人を、いわゆる「要配慮者」と位置づけ、災害発生時に迅速かつ安全な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

第11節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域や職場は自分たちで守る」という意識のもとに、地域住民や事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、自治会等に働きかけ、地域における自主防災組織の設置及び育成に努めるものとする。災害時において、地域住民が連携・協力して初期活動や救出・救護活動をはじめ、避難行動要支援者の避難誘導などに取り組むことによって自主的な防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 事業所等の防災組織

平日の昼間における災害発生時には、学校、病院など多くの人が入りし、利用する施設や事業所等においては、大規模な被害発生が予想される。

また、大規模災害が発生した時には、組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要なことから、事業所等単位での防災体制の充実強化に努める。

3 自主防災組織等の組織強化

- (1) 自治会等に防災部等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実強化を図って自主防災体制の整備に努める。
- (2) 自治会等で特に防災活動を行っていない場合は、自治会等の活動の一環として防災訓練等の防災活動に取り組むことを通して自主防災体制の整備を図る。

4 自主防災組織等の活動

自治会等を基盤とした自主防災組織が行う活動内容として、次のようなものが考えられる。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

集会等を利用して、町の防災担当者等から話を聞くなどして防災に対する知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

日頃から繰り返し訓練を実施、防災活動に必要な知識や技術、行動等を習得する。町は、消防署安平支署（消防団）と連携し自主防災組織等の訓練に協力する。訓練を計画する際には、地域の特性等を考慮した中で、次の個別訓練が考えられる。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に入手して地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにする。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが少なくないので、住民個々に点検するとともに、自主防災組織としては期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

そのために、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及び連絡網

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等必要に応じて報告し、混乱や流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、町等に通報するとともに、二次災害が起きないように十分注意して救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から避難勧告や避難指示、避難行動に時間を要する避難行動要支援者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及び協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや援助物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要になるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第12節 食糧等の調達及び確保並びに防災資機材等の整備

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食糧、飲料水をはじめ応急生活物資等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の確保に努めるものとする。

1 食糧等の確保

- (1) あらかじめ食糧販売業者と食糧調達に関する協定を締結するなど備蓄及び調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努めるものとする。
- (2) 応急生活物資の備蓄は、関係する団体等とあらかじめ協定を締結するなど、事前に災害時における協力体制を整備し、応急生活物資の確保に努めるものとする。
- (3) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2日から3日分の食糧、飲料水及び生活必需品の確保に努めるよう啓発を行うものとする。

2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るものとする。

別冊2 安平町災害備蓄計画による。

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止し、住民の安全及び被災者の保護を図ることを目的とする応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画の定めるところによる。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事 (基本法第70条)
- (2) 警察官等 (基本法第63条第2項)
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (基本法第80条)
- (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体、
防災上重要な施設の管理者等 (基本法第62条)
- (6) 水防管理者(町長)、消防機関の長(支署長、出張所長)等 (水防法第17条及び
第21条)
- (7) 消防長又は消防署長等 (消防法第29条)

2 町の実施する応急措置

町長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地建物等の占有者等に対する通知

町長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件(以下「土地建物等」という。)を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権原を有する者(以下この号において「占有者等」という。)に対し次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を安平町公告式条例第2条第2項に定めた掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

(ア) 名称又は種類

(イ) 形状及び数量

(ウ) 所在した場所

(エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この号において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を町に帰属させる。

(4) 北海道知事に対する応援の要求等

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。(基本法第68条)

- (5) 他の市町村長等に対する応援の要求等
- ア 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。（基本法第67条）
 - イ 町長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。（基本法第67条）
- (6) 住民等に対する緊急従事指示等
- ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）
 - イ 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）
 - ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
 - エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の7第1項）
 - オ 町長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号)によりその補償を行う。

3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

- (1) 実施責任者
- 救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその事務の一部を町長に委任することができる。（救助法第2条及び第30条）
- (2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間
- ア 救助の種類
 - (ア) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
 - (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (ロ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (エ) 医療及び助産
 - (オ) 被災者の救出
 - (カ) 被災住宅の応急修理
 - (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 遺体の捜索及び処理
- (カ) 障害物の除去
- (シ) 輸送及び賃金職員等の雇上げ

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、北海道知事がこれを定める。(救助法施行令第9条)

(3) 救助法の適用手続及び適用基準

町長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに胆振総合振興局長を通じ北海道知事に報告しなければならない。

救 助 法 の 適 用 基 準

市町村の人口	被害区分	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合等
	町単独の場合 住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
安 平 町 5,000人以上 15,000人未満	40	20	市町村の被害状況が特に救助を必要と認められたとき。

摘要

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。

(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものである。

(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。

2 世帯の判定

(1) 生計を1つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

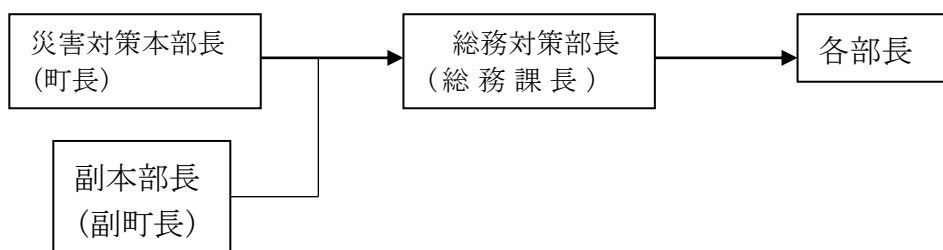
第2節 動員計画

災害対策本部設置時における町職員、消防職員及び消防団員の動員に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 平常勤務時の伝達系統及び方法

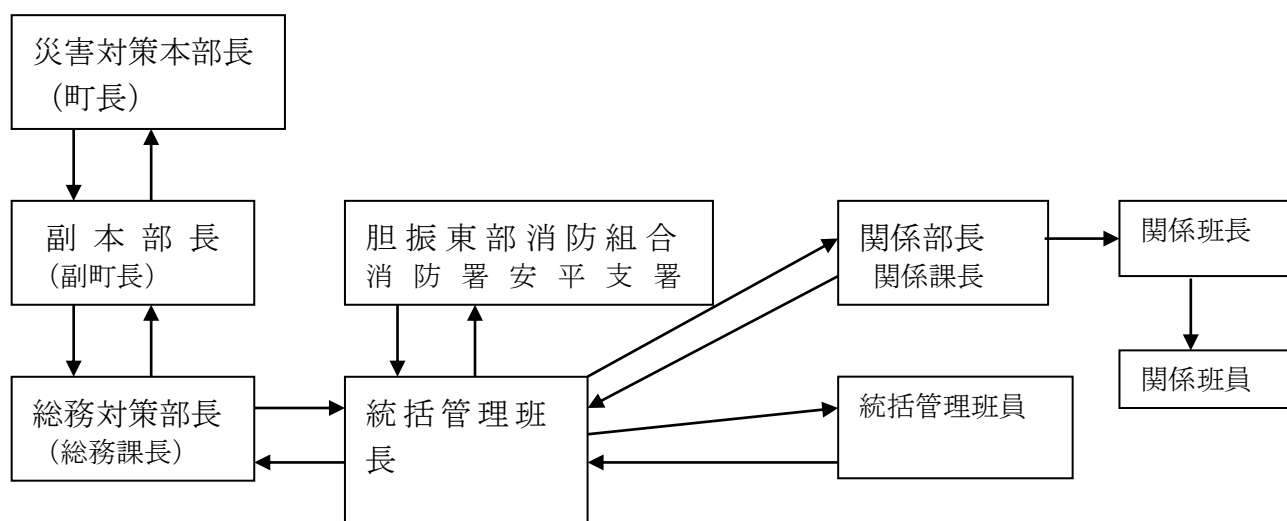
職員の動員は、災害対策本部の配備体制に従って、災害対策本部長の決定に基づき総務対策部長が各部長に対し庁内放送、電話等で行うものとする。

なお、各部長はあらかじめ部内の伝達系統を定めておくものとする。



2 休日又は退庁後の伝達系統

- (1) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知されたとき。
- (2) 自ら災害発生的事实を察知し、緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (3) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (4) 災害発生のおそれのある異常気象の通報があったとき。



3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとの情報を察知したときは、災害の状況により所属長に連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

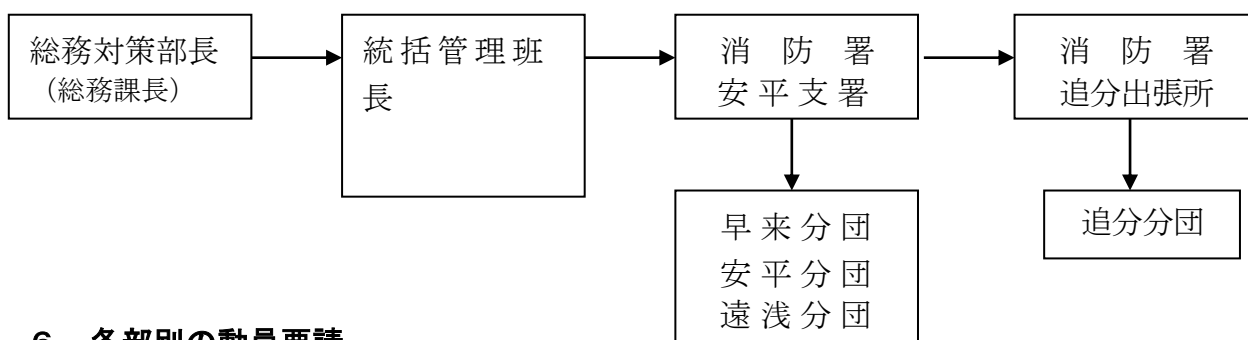
なお、災害対策本部が設置された場合は、電話、広報車等により周知するものとする。

4 配備体制確立の報告

各部長は、災害対策本部長の指示に基づき職員を配備したときは、直ちに総務対策部長を通じて災害対策本部長に報告するものとする。

5 消防機関に対する伝達

災害対策本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。



6 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、災害対策本部長は、必要に応じて各部に所属する部員を他の部に応援させるものとする。災害の状況により応援を必要とする部にあつては、統括管理班長を通じて災害対策本部長に申出をし、必要数の応援を受けるものとする。

第3節 他機関に対する応援出動計画

1 北海道及び他市町村等に対する要請

(1) 要請の決定

各部長は、北海道及び他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要があるときは、総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。

この場合において、災害対策本部長は、直ちに本部員会議を招集し、協議の上要

請の可否を決定するものとする。

(2) 応援要請

ア 北海道に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策本部長等(町長等)は基本法第68条の規定に基づき北海道知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

イ 他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策本部長等(町長等)は基本法第67条の規定に基づき他市町村長に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 要請の手続

要請は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(4) 職員の派遣のあっせん

災害応急対策のため必要があるときは、基本法第30条第2項の規定に基づき災害対策本部長等(町長等)は北海道知事に対し、他都府県又は他市町村の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(5) 派遣職員の身分の取扱い

派遣職員の身分の取扱いは、職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとするものとし、双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

ア 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、地方自治法第252条の17の規定による。

イ 派遣職員の分限及び懲戒については、双方協議のうえ決定する。

ウ 派遣職員の服務は、受入側の規定を適用する。

2 自衛隊に対する要請

本章第23節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき派遣要請の要求を行うものとする。

第4節 災害広報計画

災害時における報道機関、北海道、関係諸機関及び住民に対する災害情報の迅速かつ的確な提供並びに広報活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、第3章の災害情報通信計画によるほか、次の方法による。

- (1) 住民対策部避難対策班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等によって一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策等に反映させるものとする。

2 災害情報等の発表及び広報の方法

- (1) 報道機関に対する情報の発表の方法

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

- ア 災害種別(名称)及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況(避難勧告・指示の状況、避難所の位置・経路等)
- オ 一般住民及び被災者に対する注意及び協力要請
- カ 災害対策本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

- (2) 一般住民等に対する広報の方法

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害状況の推移を見ながら次の方法により行うものとする。その際、要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 広報車の利用
 - (イ) 広報紙、チラシ及びテレビの利用
 - (ウ) エリア放送、ホームページ、電子メール等の利用
- イ 広報事項の内容
- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
 - (イ) 災害応急対策とその状況
 - (ウ) 災害復旧対策とその状況
 - (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
 - (オ) その他必要な事項

3 北海道及び関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、公共的団体、重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

4 庁内連絡

総務対策部統括管理班は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送・グループウェア等を利用して本部職員に周知する。

第5節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を保護するため、町長等避難の実施責任者が必要と認める地域の住民に対し安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、避難所を開設し、又は生命若しくは身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を救出し保護することについては、この計画の定めるところによる。

1 避難計画

(1) 避難実施責任者

ア 町長(担当：住民対策部)(基本法第60条)

災害の危険がある場合に、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は急を要する場合は、立ち退きを指示する。

この場合において、災害対策本部が設置されているときは、原則として事前に本部員会議の審議を経て行うものとするが、現に危険が切迫し、緊急の事態においては、災害対策本部長が指定する班長が避難のため立ち退きを指示することができる。(その旨を速やかに胆振総合振興局長に報告する。)

イ 北海道知事(基本法第60条)

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関し、代わって実施しなければならない。

この場合、代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

ウ 警察官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直接住民等に対しての避難のための立ち退きを指示することができる。

この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ 自衛隊(自衛隊法第94条、基本法第63条・第64条・第65条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長(指定する町職員)及び警察官がその場にはいない

場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (ア) 避難等の措置及び土地建物等への立入り
- (イ) 他人の土地等の一時使用等
- (ウ) 現場の被災工作物等の除去等
- (エ) 住民等を応急措置の業務に従事させること
- (オ) 警戒区域の設定等

オ 北海道知事又はその命を受けた職員(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条)

(ア) 洪水等による避難の指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときに、避難のための立ち退きを指示する。また、町長が実施する避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。

(イ) 土砂災害(土石流、がけ崩れ及び地すべりをいう。以下同じ。)による避難の指示

土砂災害により著しい危険が切迫していると認められるときに、避難のための立ち退きを指示する。また、町長が実施する避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。

(2) 避難の勧告及び指示区分の基準

避難準備情報、勧告・指示は、次の基準により発令する。

区 分	発令時の状況
避難準備・高齢者等避難開始	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害の発生した状況

(3) 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達方法

ア 伝達事項

- (ア) 避難先
- (イ) 避難経路
- (ウ) 避難の理由
- (エ) 注意事項 携行品は、限られたものだけにする。(食糧、水筒、タオル、ポケットティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ等)

イ 伝達方法

(ア) 防災行政無線による伝達

町内21箇所の避難所に設置している防災行政無線を通じて伝達するものとする。

(イ) 北海道総合行政情報ネットワークによる伝達

北海道総合行政情報ネットワークを通じて、各放送局に避難情報を配信するとともに携帯電話の緊急速報メールを配信し伝達する。

(ウ) 避難信号による伝達

第4章第3節の水害予防計画の6の水防信号の指定に定める危険信号によるものとする。

(エ) 電話、サイレン等による伝達

電話、サイレン等を通じ伝達する。

(オ) 広報車による伝達

町、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(カ) 伝達員による個別伝達

避難を勧告し、又は指示したときが、夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職(団)員等で班を編成し、個別に伝達する。

(キ) エリア放送、ホームページ、電子メール等による伝達

(ク) その他

避難行動要支援者に対しては、早い段階で多様な手段を活用し伝達に努める。

(4) 警戒レベルと居住者がとるべき行動

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者に促す情報	
警戒レベル5	【命を守る最善の行動】 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	安 平 町 が 発 令
警戒レベル4	【全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	・避難勧告 ・避難指示（緊急） ※避難指示（緊急）は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	
警戒レベル3	【高齢者等は避難】 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	【避難行動の確認】 ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段などの再確認・注意など避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	気 象 庁 が 発 表
警戒レベル1	【心構えを高める】 防災気象情報等の最新情報に注意するなど災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)	

(5) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、次により警戒区域を設定するものとする。

ア 町長

必要な警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

イ 警察官

町長(指定する職員)が現場にいないとき等において、警察官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ウ 自衛官

町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命

ぜられた自衛官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(5) 避難所の開設等

避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、あらかじめ定められている避難所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定する。ただし、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めるものとする。

別冊 7 避難所開設マニュアルによる。避難所の一覧は、資料 3 による。

(6) 避難所の運営管理

ア 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、災害対策本部長が必要と認めるときは、延長することができる。

イ 避難所には住民対策部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。

ウ 運営管理者は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等に当たるとともに関係部長と緊密な連絡を保ち、民間協力団体の協力を得てその運営に当たるものとする。

エ 避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮するものとする。また、個人情報の取り扱いについては十分注意することとする。

オ 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

別冊 8 避難所運営マニュアルによる。

(7) 避難誘導

避難者の誘導は、住民対策部、消防吏員、消防団及び警察官がこの任に当たるものであるが、民間協力団体の協力を得て避難指示の伝達、避難者の掌握等を行うものとし、特に要配慮者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。

なお、町長において必要があると認めるときは、車両による集団輸送を行うものとする。

(8) 帳簿類の整備

別冊 8 避難所運営マニュアルによる。

(9) 北海道(胆振総合振興局)に対する報告

ア 避難勧告、指示及び避難準備情報を町長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに胆振総合振興局長に報告するものとする。(町長以外の者が発令したときは、町長を経由して報告すること。)

(ア) 発令者

(イ) 発令理由

(ウ) 発令日時

- (エ) 避難の対象区域
- (オ) 避難先
- イ 避難所を開設したときは、胆振総合振興局長に次の事項を報告するものとする。
 - (ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名
 - (イ) 収容状況、収容人員
 - (ウ) 炊き出し等の状況
 - (エ) 開設期間の見込み
- ウ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに胆振総合振興局長に報告するものとする。
- (10) ハザードマップ等の作成
 - 町は、避難所や避難経路等の避難に関する情報及び被災想定等を視覚的に表したハザードマップ等を作成し、住民への周知に努めることとする。

2 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長(救助法の適用を受け、北海道知事の委任を受けた場合を含む。)は、警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、災害対策本部のみで救出の実施が困難な場合は、隣接市町に応援を要求するとともに、必要に応じて本章第23節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、北海道知事(胆振総合振興局長)に自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

(2) 救出を必要とする場合

災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者でおおむね次に該当する場合とする。

ア 災害の際、火中に取り残された場合

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

オ その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

第6節 食糧供給計画

災害時における被災者や災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の手續等については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長(担当：経済対策部)が実施する。

救助法が適用された場合は、町長が北海道知事の委任により実施する。

2 食糧供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
 - (2) 住家が被災して、炊事ができない者
 - (3) 災害応急対策に従事している者
- なお、要配慮者に対しては十分配慮することとする。

3 食糧供給の方法

- (1) 品目
供給品目は、米飯、生パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。
- (2) 調達、供給方法
 - ア 町備蓄食糧の放出
町は、食糧の供給が必要と認めた場合は、備蓄拠点等に備蓄している備蓄食糧を速やかに放出する。
 - イ 主食の調達及び供給
米穀の調達は、小売又は卸売業者から購入するものとするが、不足の場合は各関係機関と締結する応援協定等に基づき、必要量の食糧を要請する。それでもなお不足又は緊急を要する場合は、北海道知事に対し要請し、農林水産省政策統括官から供給を受けるものとする。
また、災害地が孤立した場合における災害救助用米穀の緊急引渡し措置として、町長から農林水産省政策統括官に直接要請を行うことができる。
なお、米飯給食をする場合は、町内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、炊き出しをする場合は、本章第5節に掲げる避難所施設を利用するほか、給食設備を有する町内民間施設の協力を得る。
 - ウ 副食の調達
町内食料品店等を調達先とするが、なお不足する場合は、北海道知事を通じて乾パン類等の供給を依頼するものとする。
 - エ 供給輸送の方法
食糧供給の輸送等については、車両等によるものとし、本章第15節の輸送計画及び第17節の労務供給計画により措置するものとする。

4 炊き出しの計画

- (1) 実施責任者
被災者に対する炊き出しは、生活支援班が担当する。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社奉仕団、婦人団体等の協力を得て学校給食施設その他の調理施設を有する会館等を利用して行うものとする。

なお、必要によってはパン給食を行うものとする。

5 給与状況の記録

炊き出し等を実施した場合は、次の様式により記録しておかなければならない。

炊き出し給与状況

安平町

炊き出し場所 の名称	月 日			月 日			合 計	実支出額(円)	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			

(注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他の生活必需品の供給の確保については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長（担当：住民対策部）が行うものとし、物資の調達に困難なときは、北海道知事にあつせん及び調達を要請するものとする。

(2) 救助法が適用された場合は、町長が北海道知事の委任により実施する。

2 実施の方法

(1) 町長が特に必要があると認めるときは、災害の実態に応じて、次により給与又は貸与を行うものとする。

(2) 給与又は貸与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により被服、寝具その他の生活必需物資を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と認められる者に対し、世帯単位に行う。

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与し、又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

なお、要配慮者に対する生活必需品の調達については、十分配慮することとする。また、冬期に被災した場合は、採暖用の移動式石油ストーブ等が大量に必要なことから、その調達方法等について整備することとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料

4 給与又は貸与の方法

- (1) 地区取扱責任者

物資の給与又は貸与については、各自治会長等の協力を得て行うものとする。

- (2) 給与又は貸与台帳の整理

救援物資の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- ア 世帯構成員別被害状況（別記第1号様式）
- イ 物資購入（配分）計画表（別記第2号様式）
- ウ 物資受払簿（別記第3号様式）
- エ 物資給与及び受領簿（別記第4号様式）

5 衣料、生活必需品等の調達先

災害の状況に応じて町内の各衣料品及び日用品取扱店を調達先とする。なお、調達が困難な場合は北海道に依頼し、調達するものとする。

6 給与又は貸与期間

災害発生の日から、10日以内に行うものとする。

別記第1号様式（4の（2）関係）

世帯構成員別被害状況

年 月 日

安平町

世帯構成員別	1人 人世帯	2人 人世帯	3人 人世帯	4人 人世帯	5人 人世帯	6人 人世帯	7人 人世帯	8人 人世帯	9人 人世帯	10人 人世帯	計	小学校	中学校	高等学校
被害別														
全壊（焼）														
流失														
半壊（焼）														
床上浸水														

別記第2号様式（4の（2）関係）

物資購入（配分）計画表

安平町

品名	単価	世帯区分	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計			
			円				円				円				円			
			数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計																		

別記第3号様式（4の（2）関係）

物資受払簿

安平町

品名	単位呼称					
年月日	摘要	受	払	残	備考	

- (注) 1 「摘要」欄は購入先、受入先及び払出先を記入すること。
 2 最終行欄は、北海道からの受入分及び町調達分別に受・払・残の計及び金額を明らかにしておくこと。

別記第4号様式（4の（2）関係）

物資給与及び受領簿

安平町

住家被害程度 区 分		給与の基礎となった 世帯構成員	
---------------	--	--------------------	--

災害救助用物資として、次のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

印

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

（注）罹災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

第8節 上水道・下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、町長（担当：上下水道対策部）が実施する。

2 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

3 下水道

(1) 応急復旧

下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等の広報活動を実施し、住民の生活排水に関する不安解消と混乱の防止に努める。

ア 下水道普及地域において、処理可能となるまでの間は、仮設便所等を使用し、し尿及び生活排水を管渠に流さないよう広報活動を実施する。

イ 断水時に対処するため、平素から、浴槽や洗濯機等に汲み置きをするよう指導する。

第9節 給水計画

災害により水道施設が被災したとき、又は水源が枯渇し、若しくは、汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るために必要な事項については、別に定める計画によるもののほか、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急給水は、町長（担当：上下水道対策部）が実施する。給水班員は、相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。（救助法が適用され、北海道知事の委任を受けた場合も同様とする。）

また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度（一人当たり1日おおむね3リットル）、個人において準備しておくよう、住民に広報周知していくものとする。

2 生活用水及び給水資器材の確保

(1) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場や配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(2) 給水資器材の確保

町長は、災害時に使用できる応急給水資器材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

3 給水方法

(1) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合

被災地域は、直ちに断水し、関係住民に被害状況を周知徹底し、給水車又は給水用資器材等により搬送給水する。

(2) 水道施設全部が被災した場合

応急処置で給水を可能とする対策に努めるほか、近隣市町に要請して飲料水の供給を受ける。

また、搬送給水は、給水車等によるほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

4 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、避難所、消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行うものとする。

5 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町又は北海道へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員若しくは給水資器材の応援を要請するものとする。

6 住民への周知

給水に際しては、広報車等の巡回等により給水時間又は給水場所を事前に住民へ周知する。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、混乱し、又は医療機関が著しく不足したため、被災地の住民が医療の途を失った場合又は集団的に多数の死傷者が発生した場合に、防災関係機関等が迅速かつ確な応急的緊急医療措置を実施し、医療救護に関し万全を期するための対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、町長（担当：住民対策部）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により町長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

2 医療救護の対象者

(1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害又は集団的に多数の死傷者が発生したため医療の途を失った者とする。

(2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に行い町長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた町長は、直ちに援護に関し医師、看護師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保及び手配その他の必要な措置を講ずるよう関係部・班に指示するものとする。

3 災害拠点病院

災害拠点病院となる王子総合病院は、北海道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣して医療活動を行う。

また、被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 応急救護所の設置

町長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。応急救護所は、町内各医療機関を原則とするが、災害の状況などにより、学校、体育館等の公共施設を使用する。応急救護所では、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等により保健指導及び栄養指導を行うものとする。

5 苫小牧市医師会に対する出動要請

町長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、医師会長に対し、次のとおり救護班の編成及び医療活動の実施を要請するものとする。なお、救護班の構成は、同医師会長の定めるところによる。

また、災害規模等必要に応じ、北海道知事及び自衛隊に対し救出、搬出及び医療物資の運送等の応援要請を行うものとする。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の日時及び場所
- ウ 出動に要する人員及び資器材
- エ その他必要事項

(2) 医療救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務

- ア トリアージ（患者の重症度、緊急度により治療の優先順位を決めること。）
- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 医療救護活動の記録

救護班の医療救護活動については、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出するものとする。

- ア 出動場所及び期間
- イ 出動者の種別及び人員
- ウ 受診者数（死亡、重傷及び軽傷別）
- エ 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗、破損等
- オ 医療救護活動の概要
- カ その他必要事項

6 メンタルヘルス（心のケア）対策

大規模な災害が発生した場合、被災者は身体だけでなく心にも深い傷を負うことが多い。心の傷は、被災時のみならず避難生活におけるストレス等から発生する場合もある。町及び自主防災組織等は、災害の状況に応じて、保健班等と連携をとり、被災者の精神的な動揺や不安に対して相談に応じ、精神的な負担の軽減を図る。

7 医療品等の確保

医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具の確保は、町内医薬品等の取扱業

者から調達するものとするが、町内での調達が困難な場合は、町長は、北海道知事に対し、あっせん又は提供を要請するものとする。

8 関係機関の応援

町長は、災害規模等必要に応じ、北海道知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

- (1) 救護班の支援（赤十字病院、道立病院）
- (2) 患者移送（北海道、北海道警察及び陸上自衛隊）

9 災害通報伝達及び傷病者の把握

- (1) 災害通報伝達

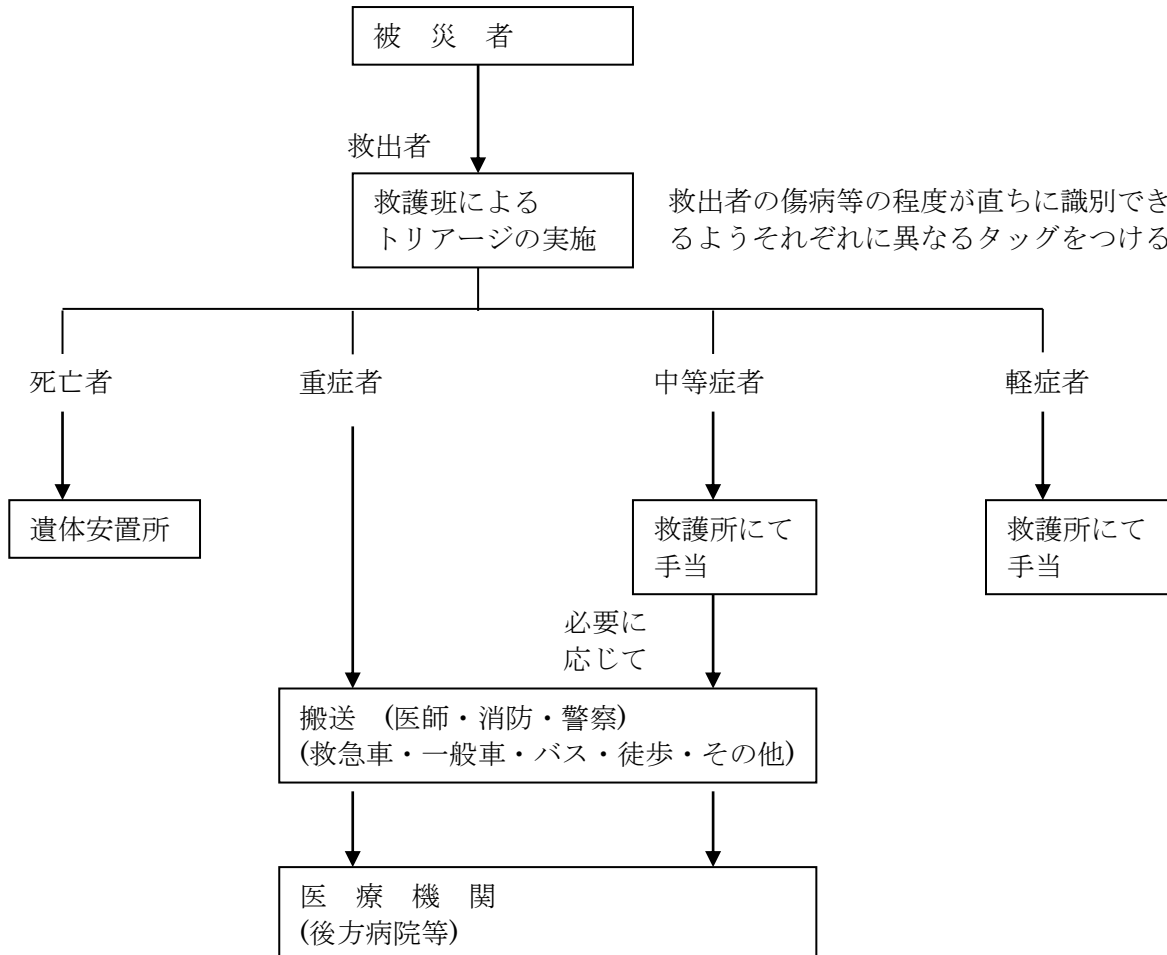
通信連絡体制及び方法については、第3章の災害情報通信計画に定めるところによるものとする。

なお、各関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

- (2) 傷病者の把握

傷病者の把握にあたっては、救急状況調書（別記第5号様式）を作成の上、記録集計表（別記第6号様式）に記載するものとする。

- (3) 傷病者等の搬送系統



10 経費の負担及び損害賠償

(1) 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害賠償の負担は、次の区分によることを原則とする。

ア 安平町

町が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 北海道

救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害の場合及び災害発生の原因が企業体等にある場合

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき北海道知事が定めた額又は救助法の規定に準じた額による。

また、医療救護活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害賠償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ(1)の負担区分により補償する。

別記第5号様式（9の（2）関係）

救急状況調書

安平町

救急状況	取扱者	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者等の特徴	傷病程度	収容医療機関名
		No.				男女		死・重 中・軽	病院 医院 診療所
		No.				男女		死・重 中・軽	病院 医院 診療所

別記第6号様式（9の（2）関係）

記録集計表

安平町

月 日現在 被災状況	死 亡		重 傷	中 傷	軽 傷	合 計	収容場所	出動隊名
	現 場	医療機関						
月 日 時 分現在	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人		
	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人		
	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人		
月 日 時 分現在	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人	男 人		
	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人	女 人		
	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人	計 人		

参考

病院・その他医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号	病床数（床）
追分菊池病院	安平町追分本町1丁目43	25-2531	30
渡邊医院	安平町早来大町115-1	22-2250	—
早来医院	安平町早来大町148-1	22-3800	—
オイワケ デンタルクリニック	安平町追分本町2-28	25-3741	—
ひまわり 歯科医院	安平町追分本町5丁目62-2	26-6480	—
早来ファミリー 歯科クリニック	安平町早来栄町29-1	22-4649	—
日野歯科	安平町早来大町112-1	22-4182	—
赤いひまわり薬局	安平町追分本町1丁目37-3	26-6555	—
ふじい薬局 早来調剤	安平町早来大町78-4	22-3233	—

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫活動の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長（担当：住民対策部）が北海道知事の指導及び指示に基づき実施するものとする。
- (2) 被害が甚大で、町長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、北海道知事の応援を得て実施するものとする。

2 防疫班の編成

- (1) 町長は、被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班を編成する。
- (2) 防疫班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班とし、必要数編成する。この場合、部内で衛生技術者が不足するときは、北海道知事に派遣を要請し、又は薬剤師会等に協力を求めるものとする。

3 防疫の種別と方法

- (1) 消毒活動
 - ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。
 - イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、次亜塩素酸ソーダ水溶液等の消毒薬を用い1日1回以上実施する。
- (2) 各世帯における家屋等の消毒
 - ア 汚染された台所、浴室及び食器棚はクレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。
 - イ 水洗便所は、石灰酸水やクレゾール水等で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。
- (3) 検病及び検水調査並びに健康診断
避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。
- (4) 臨時予防接種
災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者の発生時における対応

町長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）に基づき、北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室と速やかに連携して対応する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく北海道知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日、健感発第130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌に関する手引きについて」等の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく北海道知事の指示があったときは、同法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 家用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による北海道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 避難所等の防疫指導

- (1) 避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を行う。
- (2) 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を行うよう指導する。
- (3) 給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても徹底させるものとする。

- (4) 飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

9 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫資器材が不足した場合は、北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室又は隣接市町村等から借用するものとする。

10 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、たい肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがある。家畜防疫は北海道知事が行うこととされているので、町長は必要に応じて、これに協力するものとする。

第12節 廃棄物処理及び環境保全計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の処理業務については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害地における廃棄物等の処理は、町長（担当：住民対策部）が実施するものとするが、被害が甚大で町のみで処理することが困難な場合は、北海道又は近隣市町に応援を要請する。

2 廃棄物等の処理班の編成

- (1) 廃棄物等の処理を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等処理作業班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。
- (2) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整えるものとする。
- (3) 必要に応じて空き地等を利用し、ごみ集積地を設けるとともに避難所等については、臨時的にごみ入れ容器（50リットルポリ容器等）を設置する。
また、ごみ集積地については、定期的に消毒を実施する。

3 廃棄物等の処理方法

(1) ごみの収集処理

被災地のごみ収集に当たっては、住民に自治会等単位によるごみ収集等の協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから早急に収集するものとする。
また、道路等に排出されたごみは、車両でごみ集積地に搬送するものとする。

なお、災害の状況により町の処理能力をもって安全に収集することが困難な場合は、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期するものとする。

ごみの処理については、安平・厚真行政事務組合が広域処理協定を行っている苫小牧市のごみ処理施設（沼ノ端クリーンセンター、苫小牧市廃棄物埋立処分場）並びに安平・厚真行政事務組合の生ごみ委託処理施設を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、町内の生活環境や環境保全に支障のない場所に暫定的に堆積等のできる場所を確保し、後日、処理施設で処理するものとする。

(2) し尿の収集処理

被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするともに、災害の状況により野外に仮設の便所を設置するものとする。

なお、処理は、胆振東部日高西部衛生組合のし尿処理場を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により不可能な場合は、一時貯留して後日処理するものとする。

4 飼養動物の取り扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、北海道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

5 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町長（担当：経済対策部）が実施するものとする。この場合において、北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室の指導の下、移動できるものについては埋め立て又は焼却等の方法で処理し、移動できないものについては臨機の措置を講ずるものとする。

なお、埋め立てする場合は、1メートル以上覆土するものとする。

第13節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者の捜索、遺体に関する処理及び埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（担当：消防対策部、住民対策部）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて町長が行うほか警察官が実施する。

2 行方不明者の捜索

(1) 実施の方法

行方不明者の捜索は、町長が警察官と協力し、消防機関及び自衛隊、地域住民の応援を得て捜索班を編成し、実施するものとする。

(2) 応援要請

本町において被災し、行方不明になった者が流失等により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着し、又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届け出るものとし、検視後その処理に当たるものとする。

4 遺体の収容及び処理者

(1) 実施担当

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族に連絡の上引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族が遺体の処理を行うことができないときは、町長が行うものとする。

(2) 遺体の収容及び処理

遺体の収容及び処理については、医療関係機関等の協力を得て、下記のとおり実施する。

ア 身元確認

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合及び消毒をし、並びに遺体の撮影により

身元確認の措置をとるものとする。

イ 一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園その他の遺体の収容に適当な場所）に安置し埋葬の処理をするまで保存するものとする。

ウ 検案

遺体について、死因その他の医学的検査を行うものとする。

5 遺体の埋葬

災害の際に死亡した者で町長が必要と認めた場合は、応急的に遺体を埋葬するものとする。

なお、埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡して、その調査に当たるものとする。
- (3) 被災地以外の地に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

第14節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えらると思われる障害物の除去については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長（担当・建設対策部）が行い、救助法が適用されたときは町長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

2 除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。

- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。
- (4) その他公共的な立場から除去を必要とするとき。

3 除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力並びに応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所等

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。

第15節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具及び物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時輸送は、基本法第50条第2項に掲げる災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。災害時輸送の統括は、総務対策部総務班が行うものとする。

2 輸送の方法

(1) 車両による輸送

災害時輸送は、一時的には自己機関の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により自己機関の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用したほうが効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間の車両の借り上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、本章第17節の労務供給計画の定めるところにより人力による輸送を行うものとする。また、積雪期には、スノーモービル、雪上車等による輸送も行うものとする。

(3) 空中輸送

地上輸送の全てにおいて不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、北海道又は北海道を通じて自衛隊若しくは北海道警察に対し航空機輸送の要請を行うものとする。

この場合においてヘリコプター離着陸場は、原則的に次のとおりとする。

ヘリコプターの離着陸場

場 所	所在地	長さ	幅	備 考
安平小学校グラウンド	安平町安平166番地	100	60	
ときわ公園屋外スケートリンク	安平町早来北進102番地 5	70	150	
遠浅公園グラウンド	安平町遠浅125番地2	50	70	
追分小学校グラウンド	安平町追分柏が丘22番地	100	50	
追分中学校グラウンド	安平町追分本町6丁目56番地	100	50	
柏が丘球場	安平町追分柏が丘49番地	100	100	
追分高校グラウンド	安平町追分花園 4 丁目1-1	150	130	

第16節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運行体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力では災害防止が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

北海道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第7号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

- ・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

5 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第8号様式）により、総括管理者（北海道危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動等
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動・救助活動等
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動等
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) 広域航空消防防災応援活動

7 救急患者の緊急搬送手続等

災害応急対策活動

- (1) 応援要請

町長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬

送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためのヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後胆振総合振興局（地域創生部地域政策課）及び苫小牧警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第9号様式）を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、北海道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

別記第7号様式（3 関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名								
		担当者職氏名								
		連絡先		TEL		FAX				
災害の 状況・ 派遣 理由	覚 知		年 月 日 時 分							
	災害発生日時		年 月 日 時 分							
	災害発生場所									
	災害名									
	災害発生状況 ・措置状況									
派遣を必要とする区域					希望する 活動内容					
離着陸場の状況		離着陸場名								
		特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)						
必要とする 資機材					現地での資機 材確保状況					
					特記事項					
他機関の応援状 況		他に応援要請して いる機関名								
		現場付近で活動中の 航空機の状況								
現地最高指揮者		(機関名)			(職氏名)					
無線連絡方法					(周波数)		H z			
その他参考となる事項										
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

別記第 8 号様式（5 関係）

第 年 月 日 号

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監 様

安平町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時								
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運行に係る分）】							
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】							
災害発生状況・措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記第9号様式（7関係）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

（第 報）

要請年月日	年 月 日	時 分
1 要請市町村名 担当者	電話 課名	F A X 職名 氏名
2 依頼病院名 所在地 担当者（医師名）	電話 医師	F A X 氏名
3 受入れ医療機関名 所在地 電話 受入れ医療機関の了承	F A X 有 ・ 無	
4 患者氏名 生年月日 住 所 病 名 経 過 電 話	年 月 日生 体重 F A X	k g 職業： 歳 男・女
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属： 依頼病院・受入れ医療機関）		
氏名	医 師	年齢 歳 体重 kg
	看護師	年齢 歳 体重 kg
	付添人	続柄 年齢 歳 体重 kg
6 運航上の必要事項		
(1) 患者に装備されている医療機器の状況		
①点滴（規格	X	. 重量 g)
②保育器（規格H	XW XL	. 重量 g)
③酸素吸入器（規格	X	. 重量 g)
④その他（名称	. 規格 X	. 重量 g)
(2) 積載される機器の種類、重量、規格		
①依頼病院	k g、W	cm、H cm、D cm
②受入れ医療機関	k g、W	cm、H cm、D cm
現地離着陸場	メ モ	

注 市町村は、No. 1～No. 6の項目に記載のうえ要請すること。

第17節 労務供給計画

災害発生時における災害応急対策実施に労務員を必要とする場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（担当：経済対策部）が行う。

2 民間団体等への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務員を雇上げするものとする。

(2) 動員要請

災害対策本部の各班において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し経済対策部商工労働班を通じて要請するものとする。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3 自治会等の活動内容

自治会等の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- (1) 避難所に収容された被災者の世話
- (2) 被災者への炊き出し
- (3) 救援物資の整理、配送及び支給
- (4) 被災者への飲料水の供給
- (5) 被災者への医療救護の協力
- (6) 避難所の清掃
- (7) 町の依頼による被害者状況調査
- (8) その他災害応急措置の応援

4 労務員の雇上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇上げるものとする。

(1) 労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療救護者の移送のための労務員
- ウ 被災者救出用機械、器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品配布等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務員

(2) 苫小牧公共職業安定所長への要請

町において労務員の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして苫小牧公共職業安定所長へ求人申し込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 賃金及びその他費用負担

- ア 労務員に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。
- イ 労務員に対する賃金は、当町における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を上回るよう努めるものとする。

第18節 文教対策計画

災害の発生に伴い、学校施設に被害があり通常の教育に支障を来した場合の応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急措置及び復旧対策は、教育委員会が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて町長（担当：教育対策部）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童又は生徒を帰宅させる場合においては、注意事項を十分に徹底させ、低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

ウ 周知の方法

休校措置を決定したときは、直ちにその旨を確実な方法で児童又は生徒に周知徹底させるものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模又は被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

ア 校舎の一部が使用できない場合

特別教室、屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとるものとする。

イ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

最寄りの学校又は公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講ずるものとする。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努めるものとする。

3 教育の要領

(1) 災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあつても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書及び学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童又は生徒に過度の負担にならないようにする。

イ 教育の場所として公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童又は生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

エ 学校が避難所に充てられた場合には、特に児童又は生徒の指導・管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下にならないように留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に

生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設又は設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳については関係機関と連絡の上緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には、特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内（特に水飲場及び便所）は、常に清潔にして必要に応じ消毒を実施すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 必要に応じて、児童又は生徒の健康診断を実施すること。

6 学用品の供給

救助法適用に伴う学用品の供給については、次のとおりとする。

なお、救助法が適用されない場合もこれに準ずるものとする。

- (1) 学用品供給の対象
住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を失い、又は損失し、就学上支障のある児童又は生徒に対して支給する。
- (2) 学用品の品目
教科書、文房具、通学用品
- (3) 学用品の供給状況記録
学用品の供給を実施したときは、学用品の供給状況記録簿（別記様式）により記録しておかなければならない。

7 文化財等に対する措置

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び安平町文化財保護条例（平成18年安平町条例第160号）による文化財の所有者並びに管理者は、その保全及び保護に当たるものとし、災害が発生したときは、

教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

別記第10号様式

学用品供給状況記録簿

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	供給 月日	学用品の内訳						実支 出額	備考	
					教科書			その他学用品					
					※1			※2					
												円	
計	小学校	人										円	
	中学校	人										円	

学用品を上記のとおり供給したことに相違ありません。

年 月 日

責任者（学校長）

氏名

ⓐ

(注) 1 「供給月日」欄には、その児童（生徒）に対して最後に供給した月日を記入すること。

2 「学用品の内訳」欄には、数量を記入すること。

※1 国語、算数等科目名を記入すること。

※2 鉛筆、ノート等学用品名を記入すること。

第19節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行う。
- (2) 町長（担当：建設対策部）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急処理を実施するものとする。
なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。
- (3) 町長（担当：建設対策部）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に北海道知事の委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

- (1) 避難所の設置
町長は、住宅が被害を受け、住居の場所を失った者を収容保護するため、必要により本章第5節の避難救出計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。
- (2) 応急仮設住宅
 - ア 入居対象者
次のいずれかに該当する者であること。
 - (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者
 - (イ) 居住する住家がない者
 - (ウ) 自己の資力では住宅を確保できない者で次に該当する者
 - a 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業主等
 - イ 入居者の選定
町長は、入居者の選定に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。
 - ウ 応急仮設住宅の建設
原則として応急仮設住宅の設置は、北海道知事が行う。また、建設場所については、原則として、町有地とする。ただし、町有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。
 - エ 建設戸数
北海道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

オ 規模及び構造、存続期間

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。

(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、1戸建て又は木造住宅により実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

エ 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は、北海道知事から委任を受けた町長が行う。

オ 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が、適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

災害により住家が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急処理ができない者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

(イ) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(ウ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼

するものとする。

4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第10号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第11号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

6 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。但し、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

- (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から3カ年間は当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (イ) 当該災害発生後3カ年間は、月収268,000円以下で事業主体が条例で定める金額を超えない世帯であること。
- (ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買い取りを行う場合、標準建設、買取費等の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合共同施設等整備費の2/5。

別記第10号様式（4 関係）

応急仮設住宅台帳

安平町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工区分	竣工月日	入居月日	実支出額(円)	備考

- 注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

別記第11号様式（4 関係）

住宅応急修理記録簿

安平町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額（円）	摘 要

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第20節 被災宅地安全対策計画

町の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し宅地判定士の派遣等の支援を要請する。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 宅地判定士の業務

宅地判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設対策部建築班に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成

- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は災害の発生に備え、北海道との連絡体制を整備するとともに、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第21節 災害警備計画

災害に関する北海道警察（苫小牧警察署）の諸活動は、北海道が定める北海道地域防災計画第5章第12節の災害警備計画によるほか、この計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を確保し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害時における警備体制の確立

苫小牧警察署長（以下「警察署長」という。）は、風水害等各種災害が発生した場合、その規模及び態様に応じて、別に定める災害警備本部等を設置する。

3 災害警備

(1) 異常現象などの通報

警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するとともに警察署長に報告するものとする。

(2) 事前の措置

ア 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求めるなど応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長に対して行うものとする。

イ 警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとし、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

(3) 災害時における災害情報の収集

警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとし、必要と認められる場合には関係機関に連絡するものとする。

(4) 災害時における広報

風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別に応じ住民の避難、交通規制等の措置について、迅速な広報に努める。

(5) 避難

ア 警察官が、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難のための立退きの指示又は警告を行うとともに、町地域防災計画に定める避難先を示すものとする。ただし、これにより難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長が町長に対して通知したときは、当該避難所の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。

イ 警察官は避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等のパトロールを行い、犯罪の予防及び取締りに当たるものとする。

(6) 救助

警察署長は、防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体検分にあたるものとする。

(7) 応急措置

警察署長は、警察官が基本法第63条又は第64条の規定に基づき、警戒区域の設定又は応急公用負担を行った場合は、直ちに町長に通知するものとし、当該措置の事後処理については、町長が行うものとする。

(8) 災害時における交通規制

ア 北海道公安委員会（苫小牧警察署）

(7) 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(イ) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移転等の措置をとることを命ずることができる。

(ウ) (イ) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場に居ないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破壊することができる。

イ 道路の交通規制

(7) 道路交通網の把握

災害が発生したときは、道路管理者及び北海道公安委員会（苫小牧警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- a 破損し、又は通行不能となった道路名及び区間
- b 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- c 緊急に通行禁止又は制限を実施する必要の有無

(イ) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- a 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- b 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(ウ) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行禁止又は制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

ウ 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

第22節 広域応援派遣計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

町及び消防機関

2 実施内容

(1) 町の措置

ア 町は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、北海道や他の市町村の応援を要請するものとする。

イ 町は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、北海道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

3 応援協定等

協定名	協定先	協定概要
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道内市町村	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供と斡旋
北海道広域消防相互応援協定	北海道内 7 2 消防本部	〈陸上応援〉 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊(情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊)による応援活動
北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道	被害状況調査等の情報収集活動及び救援物資、人員、資機材等の搬送

第23節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動については、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため必要とする場合
- (2) 災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合

- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医務、防疫、給水、通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 要請の方法

派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにして、別記第12号様式により北海道知事(胆振総合振興局長)に要求する。

なお、緊急を要する場合で口頭又は電話等で依頼したときは、その後速やかに文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事(胆振総合振興局長)に連絡できないときは、直接陸上自衛隊東千歳駐屯地(第7特科連隊長)に通知することができる。ただし、この場合において、速やかに北海道知事(胆振総合振興局長)に連絡し、その後文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣の要請を要求する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

(2) 担当部及び要請の要求先

派遣要請の要求は、総務対策部総務班が行う。

なお、関係書類の提出先は、胆振総合振興局地域創生部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊東千歳駐屯地(第7特科連隊Tel0123-23-5131)とする。

3 派遣部隊の受入れ体制等

(1) 受入れ準備の確立

北海道知事(胆振総合振興局長)から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び胆振総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせるものとする。

ウ 活動内容等の計画

活動の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に活動ができるように準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との活動計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と活動計画等について協議し、調整の上必要な措置をとるものとする。

イ 北海道知事(胆振総合振興局長)への報告

総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を北海道知事(胆振総合振興局長)に報告するものとする。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している活動の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに別記第13号様式により北海道知事(胆振総合振興局長)に派遣部隊の撤収要請を依頼するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出するものとする。

5 経費等

(1) 次の費用は、本町が負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ し尿処理手数料

(2) その他必要な経費については、自衛隊及び本町において協議の上定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

安総第 号
年 月 日

胆振総合振興局長 様

安平町長 印

災害派遣の要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣の要請を要求する事由
- 2 派遣を希望とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

安総第 号
年 月 日

胆振総合振興局長 様

安平町長 印

災害派遣撤収要請について

年 月 日付け安総第 号で要求した災害派遣について、次のとおり派遣部隊の撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由

第24節 防災ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保する奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

町及び防災関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

町及び社会福祉協議会は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また、町及び社会福祉協議会は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 災害ボランティアセンターの開設・運営

災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が開設・運営する。

4 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (2) 炊出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護及び看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資及び資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

5 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部安平町分区、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活

動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

第25節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、この計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 町(消防機関)

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密にし、交通の確保に努める。

イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

第26節 応急飼料対策計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長(経済対策部農林班)が実施するものとする。

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋について、次の事項を明らかにし、農協を通じ斡旋を要請するものとする。なお、町内において処理不可能なときは、文書をもって胆振総合振興局を通じ、北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

- (1) 飼料(再播用飼料作物用種子を含む。)
 - ア 家畜の種類及び頭羽数
 - イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
 - ウ 購入予算額
 - エ 農家戸数等の参考となる事項
- (2) 転飼
 - ア 家畜の種類及び頭数
 - イ 転飼希望期間
 - ウ 管理方法(預託、附添等)
 - エ 転飼予算額
 - オ 農家戸数等の参考となる事項

第27節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要がある場合において、基本法第29条及び第30条の規定に基づき、指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対して行う職員の派遣又は斡旋の要請については、この計画の定めるところによる。

1 要請権者

要請権者は、町長又は町の委員会若しくは委員とする。なお、町の委員会若しくは委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣の斡旋は、北海道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣の斡旋を求める理由
 - イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 派遣職員の身分の取扱い

- (1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、双方の法令、条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ、決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

第6章 地震災害対策計画

安平町内における地震災害についての防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、地震防災対策の基本的事項については、第1章から第5章に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

なお、地震防災対策の実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第1節 安平町周辺における地震の発生状況と地震想定

1 安平町及び周辺における地震の発生状況

北海道は、地震国日本の中でも地震の多いことで知られているが、安平町での大きな地震としては、2013年(平成25年)及び2017年(平成29年)に最大震度5弱、2018年(平成30年)9月に震度6強の地震(平成30年北海道胆振東部地震)、2019年(平成31年)2月に震度5強の地震が発生した。

2 地震被害想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。

(1) 海溝型地震

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

ア プレート間地震は、三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖および択捉島沖の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。なお、千島海溝におけるM8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

イ 根室地域から十勝地域にかけての地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震(「500年間隔地震」)についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

ウ 日本海東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。

エ プレート内のやや深い地震は、陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北

海道東方沖 M. 8. 2 の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、①釧路沖、②厚岸直下、③日高中部を想定する。

(2) 内陸型地震

ア 活断層帯(N1～N11)

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を公表しているのは、①石狩低地東縁断層帯主部(N1)、②サロベツ断層帯(N2)、③黒松内低地断層帯(N3)、④当別断層(N4)、⑤函館平野西縁断層帯(N5)、⑥増毛山地東縁断層帯(N6)、⑦十勝平野断層帯(N7)、⑧富良野断層帯(N8)、⑨標津断層帯(N9)、⑩石狩低地東縁断層帯南部(N10)、⑪沼田-砂川付近の断層帯(N11)の11の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。中でも石狩低地東縁断層帯主部(N1)は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。また、石狩低地東縁断層帯南部(N10)は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜逆断層で、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

イ 札幌市直下の伏在断層(F1)

札幌市直下については、分布する背斜構造に関連して3つの伏在活断層が想定されている(札幌市地震被害想定委員会)。いずれも東傾斜の逆断層であり、それぞれ野幌丘陵断層帯M7.5、月寒断層M7.3、西札幌断層M6.7の地震が想定されている。

ウ 既往の内陸地震(E1～E3)

弟子屈地域(E1)では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも1938年M6.1、1959年M6.3、1959年M6.1及び1967年M6.5の地震があり被害を出している。浦河周辺(E2)では、M6～7クラスの様々なタイプの地震が頻発し被害を受けている。1982年浦河沖M7.1とメカニズムが類似した地震は1930年代にも発生している(1931年M6.8)ことから、繰り返している可能性がある。

道北地域(E3)は、留萌地方から上川北部・宗谷地方にかけての定常的な地震活動が活発な地域である。この地域では1874年M6.5が発生するなどM6かこれよりやや小さい地震が発生している。

エ 網走・紋別沖(A1～A2)

オホーツク海の網走沖(A1)及び紋別沖(A2)には海底活断層が知られている。網走沖の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約60km、東傾斜の逆断層と推定される。一方、紋別沖は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約70kmで同じく東傾斜の逆断層と考えられる。

第2節 安平町の社会的現況

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもっている。

被害を拡大する社会的災害要因としては、市街地への人口の集中、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民の共同意識の変化などがある。

1 人口の集中

安平町の人口は、平成27年国勢調査における旧早来町と旧迫分町の合計人口において8,148人となっており、これは平成22年国勢調査結果に比べ578人の減少である。

依然として人口減少傾向が続いているが、早来地区市街地及び迫分地区市街地の、いわゆる人口集中地域に町の人口全体のおよそ7割が生活しており、本町においても人口の集中傾向が見られる。

一般的にこうした居住人口の集中化は、被災人口の増加と火災の多発及び延焼地域拡大の要因となる。また、いったん地震が発生した場合には、交通量の増加に伴う交通障害等が被災者の避難行動や消防自動車等緊急自動車の通行を阻害し、さらに被害を波及拡大する要因となる。

2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、下水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

また、高齢者とりわけ独居老人、障がい者等の避難行動要支援者の増加が見られるので、こうした避難行動要支援者に対する防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うほか、要配慮者関連施設の災害に対する安全性を高めるなど、要配慮者に対する取り組みも重要である。

3 情報化の進展

最近の各IT技術の目覚ましい進展を背景として、最新の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用され、日常生活の中に浸透している。

これらの情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中核管理機能の都市部への集積を促し、その機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

4 住民の共同意識の変化

最近の世帯動向を見ると、核家族世帯が増加しており、それに伴い住民の地域的連帯感が希薄化している。こうした中で、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や自治会等の助け合いなど、住民の連帯意識の必要性が再認識されてきている。

第3節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備については、この計画の定めるところによる。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、胆振東部消防組合消防本部及び安平支署、追分出張所は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、家具等の固定及び火気使用器具の取り扱い方法の指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、胆振東部消防組合消防本部及び安平支署、追分出張所は、地域ぐるみ及び職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、火災予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進及び消防水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、デパート、病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 消防査察の指導強化

胆振東部消防組合消防本部及び安平支署、追分出張所は、消防法に規定する立入検査を実施し、火災発生危険の排除に努め、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、万全な火災予防対策の指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途・地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業及び経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、胆振東部消防組合消防本部及び安平支署、追分出張所は、防火水槽その他の耐震火災対策施設の設備を図るとともに、人口水利と自然水利の適切な組合せによる水利の多元化を推進するとともに、消防技術の

向上と消防体制の強化を図る。

5 消防計画の整備強化

胆振東部消防組合消防本部及び安平支署、追分出張所は、防災活動の万全を期するため、次の事項に重点を置き、消防計画を整備強化する。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する危険区域等の調査
- (3) 災害による被害の拡大を防止するための災害応急対策
- (4) 火災の発生及び拡大を防止するための措置

第4節 危険物等災害予防計画

地震時の危険物製造所、貯蔵所、取扱所、（以下「危険物製造所等」という。）及び火薬類、高圧ガス取扱事業所における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防については、この計画の定めるところによる。

1 危険物事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を推進するため、胆振東部消防組合消防本部及び安平支署、追分出張所及び関係機関は、危険物製造所等及び火薬類、高圧ガス取扱事業所（以下「危険物事業所等」という。）に対し次の事項について指導に努める。

- (1) 危険物事業所等に対する設備及び保安基準遵守事項の監督及び指導の強化
- (2) 危険物事業所等の監督及び指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 危険物事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 危険物事業所等における従業員に対する保安教育の徹底指導
- (6) 危険物事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する危険物事業者等への指導強化

2 危険物保安対策

- (1) 苫小牧警察署

危険物製造所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

- (2) 胆振東部消防組合消防本部及び安平支署、追分出張所

ア 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵・取り扱いの遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。

イ 危険物製造所等における従業員に対する保安教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び製造所等内における協力体制の確立について指導す

る。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

第5節 建築物等災害予防計画

地震災害からの建築物等の防御については、この計画の定めるところによる。

1 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(2) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を推進するため、安平町耐震改修促進計画を策定し、町内に現存する建築物の耐震性の向上を図る。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、指導及び助言等を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存のブロック塀等にあつては点検及び補強の指導を行うとともに、新たに施工し、又は設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(4) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

(5) 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第6節 地すべり、がけ崩れ等予防計画

地震動に起因する地すべり、がけ崩れ、ため池法面等の崩壊等による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 現状

地すべり、がけ崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、がけ崩れ等の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。

町の土砂災害危険箇所・ハザードマップ、ため池ハザードマップは、資料4のとおりである。

2 地すべり、がけ崩れ等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、がけ崩れ等災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れ等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害のほか、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生及び河川の埋没による冠水被害にもつながるので、町及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、がけ崩れ等防止の諸施策を実施する。

一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する意識をもって、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁水等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）を講じる。

第7節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 基本的な考え方

町は、防災関係機関との連携の下に地盤の液状化による被害を最小限に食い止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として調査研究を行うなど、液状化対策を推進する。

2 液状化対策の推進

地盤の液状化の対策としては、大別して地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策、発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策及び施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

対策工法の選定においては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を検討し、総合的に判断して液状化対策を推進する必要がある。

第8節 地震に関する防災知識の普及、啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、その拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修及び訓練を行うとともに、住民に対しては地震に対する防災意識の普及及び啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及及び啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の確立に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 町職員に対する防災教育

町職員が地震時において適正な判断力を発揮し、積極的に地震防災対策を推進し同時に地域における防災活動を率先して実施するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 防災訓練の実施
- イ 防災講演会、研究会等の開催
- ウ 見学、現地調査等の実施
- エ 災害時職員活動マニュアルの作成

(2) 教育の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 本町における過去の地震災害
- ウ 地震が発生したとき、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、事務分掌等）
- エ その他地震災害対策上必要な事項

2 町民に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、地震発生時に町民が的確な判断に基づき行動ができるよう、町民に対して地震についての正しい知識、平常時の備えなど、防災対策について啓発し、防災知識の普及徹底を図る。

(1) 一般的な普及

ア 方法

- (ア) 広報誌、パンフレット等の配布
- (イ) 地震災害に関するビデオ、パネル等の貸出し
- (ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアの活用
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) 防災講演会の開催等

イ 内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 地震発生時の行動指針
- (ウ) 防災関係機関等が講じる災害応急対策
- (エ) 危険予想地域等に関する知識
- (オ) 避難所等、避難路その他避難対策に関する知識
- (カ) 平常時の準備
 - a 住宅耐震診断と補強
 - b 家具の固定及びガラスの飛散防止
 - c 火災予防
 - d 非常持出品の準備
 - e 応急手当等に関する知識
- (キ) 緊急地震速報の利用の心得等
- (2) 社会教育を通じての防災知識の普及

住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域における地震防災に寄与する意識と行動力を高めるため、女性団体、PTA等を対象とした各種研修会・集会等の機会を活用し、地震防災に関する知識の普及・啓発を図る。
- ア 方法

各種講座・学級・集会・大会・学習会、研修会等において実施する。
- イ 内容

住民に対する一般的な普及の内容に準ずる。

3 学校教育における防災教育

- (1) 特別活動における防災教育
 - ア 学級活動及びホームルーム活動

「震災に関する安全指導資料」や「安全指導の手引」等を参考に、地震のときに起こりやすい危険な状況を理解させ、的確で安全な行動ができるようにする教育を行う。

 - (ア) 地震時の危険の理解と安全な行動の仕方
 - (イ) 様々な場面での避難行動等
 - イ 学校行事等

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門官による講演や、北海道及び町が実施する防災訓練等にも積極的に参加するなど体験学習を行う。
- (2) 教科書等における防災教育

教科書教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の安全な行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、家庭、学校及び地域など身の回りの環境を防災の観点から見直し、防災を身近な問題として認識させる。
- (3) 教職員に対する防災教育

災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童又は生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修等を行い、内容の周知徹底を図る。

4 普及の時期

防災の日、防災週間、防災とボランティアの日及び防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第9節 町民の心構え

町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

町民は、地震発生時、家庭や職場において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限に食い止めるために必要な措置を講ずるものとする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難所等・避難経路及び家庭との連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強及び家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食糧、救急用品及び非常持出用品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まず我が身の安全を守る。
- イ すばやく火の始末をする。
- ウ 火が出たらまず消火する。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、がけ及び川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、がけ崩れ及び浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ク 皆が協力し合って、応急救護を行う。
- ケ 流言飛語に惑わされず、正しい情報を確保する。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規定などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- キ 危険物車両等の運行は自粛すること。

3 運転手のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 急ハンドル及び急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所に駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、避難のために車を使用しないこと。

第10節 応急対策計画

地震による災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

1 応急対策活動

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第2章第2節の災害対策本部の配備体制の定めるところにより災害対策本部を設置し、また、状況によっては他の市町村、北海道及び防災関係機関の協力を得て、応急対策活動を実施するものとする。

2 通信連絡の対策

(1) 防災関係機関の通信施設の活用

通信連絡は、第3章第2節の災害情報通信計画に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力活用

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、町長が特別緊急の必要があると認めたときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域住民に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの派遣は、北海道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に要請するものとする。

3 地震情報の伝達計画

地震動警報等を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

(1) 地震動警報及び地震動予報

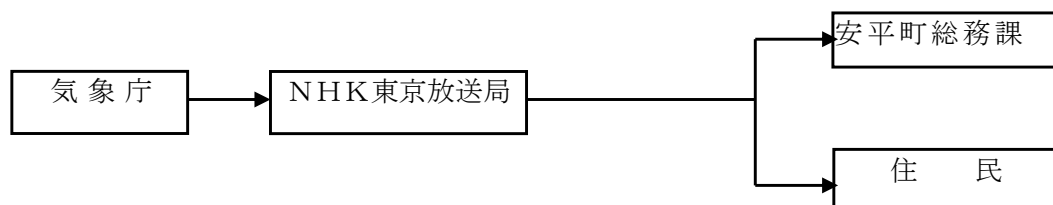
警報・予報の種類	発表内容	内容等
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上の揺れが予想され場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

(2) 地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報を発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）の他 震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度 を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その 地点名 を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	外国で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や外国への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上観測した地震回数情報等を発表

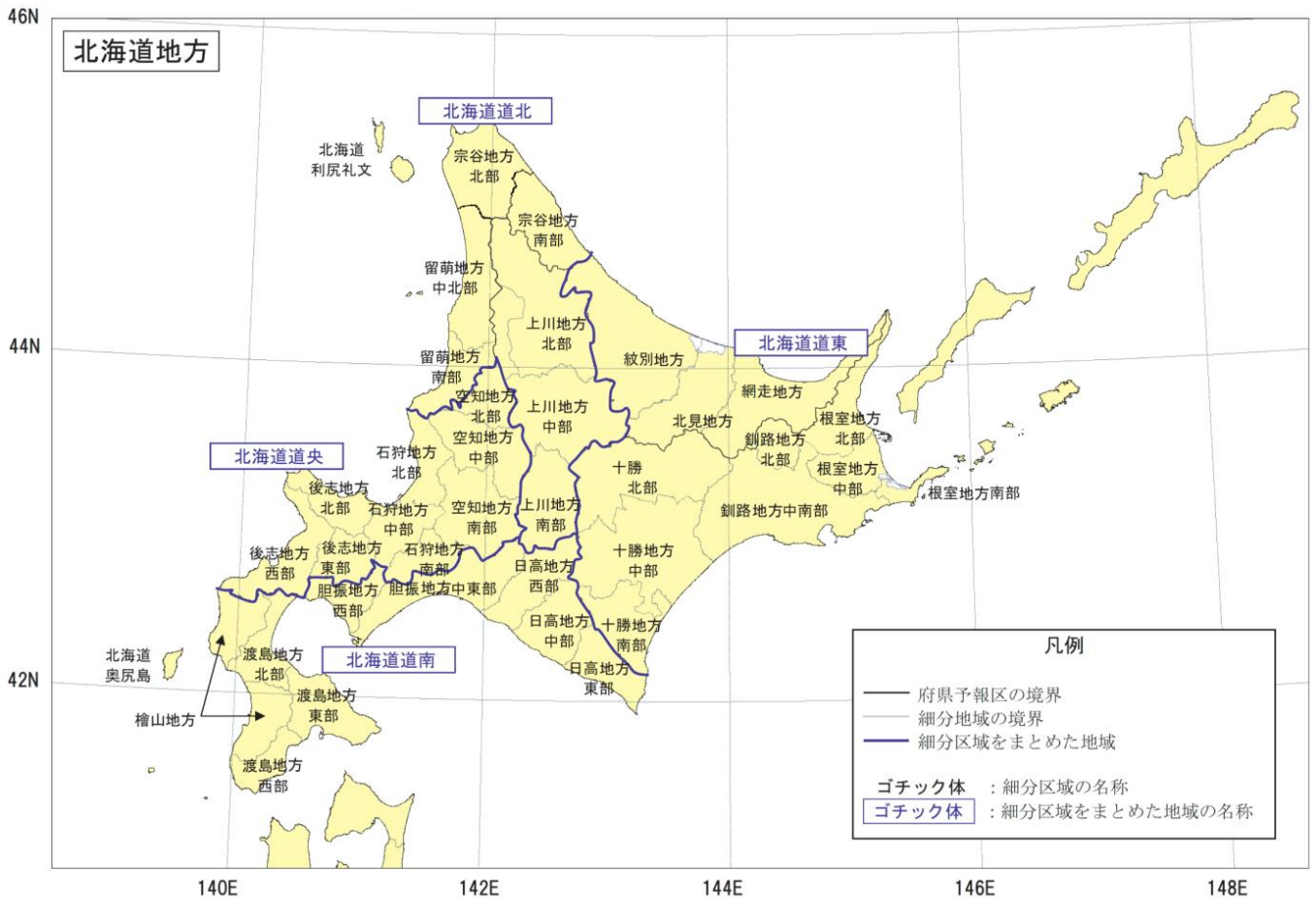
(3) 地震動警報の伝達

地震動警報の伝達系統図は、次のとおりである。



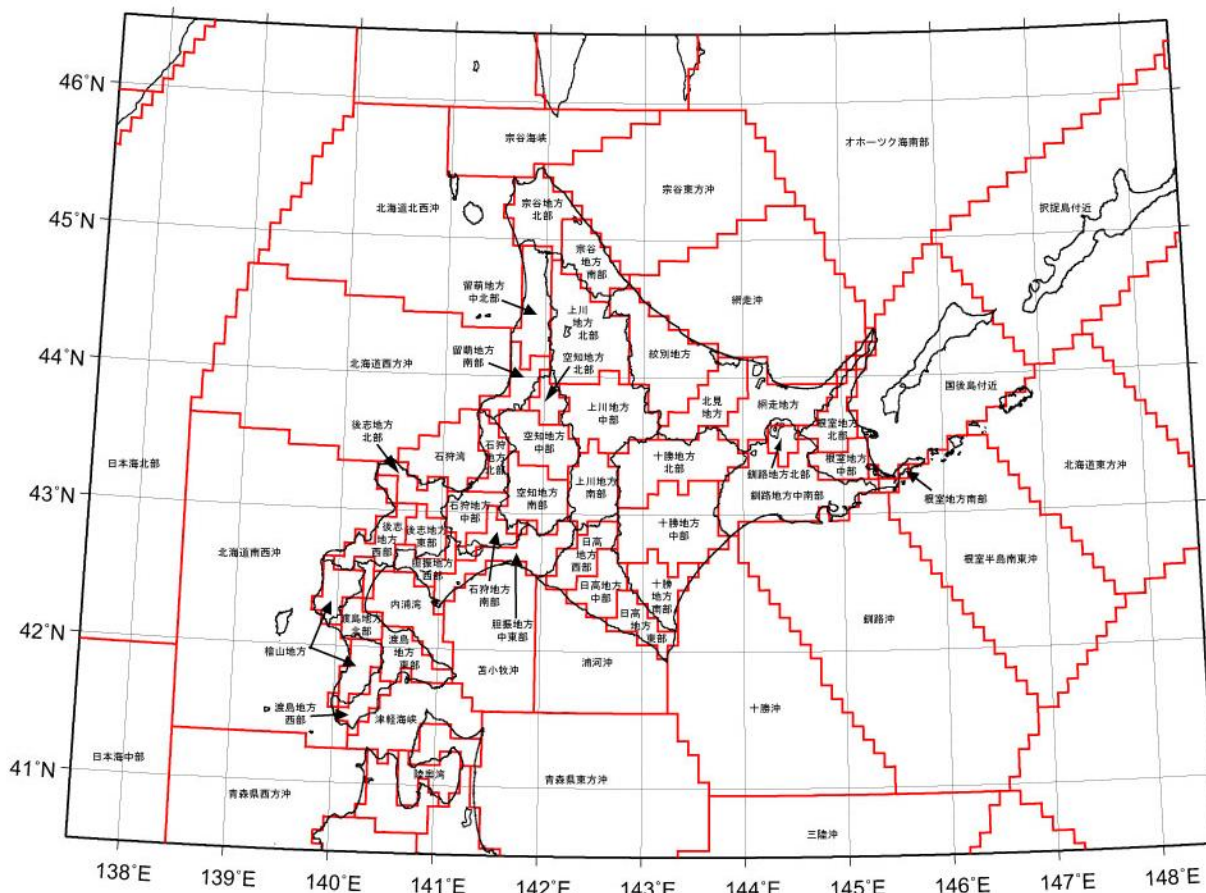
(4) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。



都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称	市町村名
北海道	北海道道南	胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町

(5) 震央地名図



震央地名	観測地点名
胆振地方中東部	安平町早来北進、安平町追分柏が丘

(6) 異常現象を発見した場合の通報

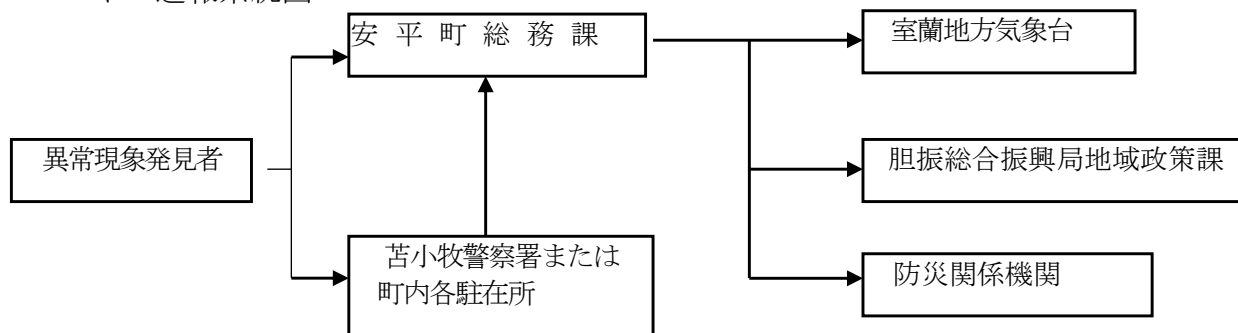
異常現象を発見した者は、直ちに町長または警察署に通報する。また、通報を受けた町長は、速やかに北海道及び気象官署等関係機関に通報する。

ア 異常気象

(7) 地震に関する事項

頻発地震、異常音響及び地変

イ 通報系統図



- (7) 気象庁震度階級関連解説表
資料8のとおり。

4 広報活動

(1) 広報の準備

広報車等は、災害発生等突発時においても直ちに出勤できるよう平常時からの点検整備に万全を期するものとする。

(2) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。

ア 地震に関する情報

イ 避難所等について（避難所等の位置、経路等）

ウ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時等）

エ 火災状況（発生場所）

オ 電気、水道、下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）

カ 医療救護所の状況、場所

キ 給食・給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

ケ 河川・土木施設状況

コ 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、防災行政無線、エリア放送、ホームページ、SNS、広報車等）を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。

5 消火対策

(1) 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは、火災の同時多発及び延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限度に食い止めるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第1次的措置については、第4章第9節の消防計画に定めるところにより町が実施するが、これが困難な場合は国、北海道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の応援協力を得て行うものとする。

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図るとともに、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

(2) 町の活動

- ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。
- イ 北海道、他市町村及び関係機関等に対して消防隊、消防ポンプ車、化学消防等の派遣要請をすること。
- ウ 町内事業所への緊急消火剤、資器材等の提供要請をすること。
- エ 北海道に対し、消火対策に係る担当者の派遣を要請すること。

(3) 危険物の保安活動

ア 石油、薬品及び火薬類等の対策

(ア) 町長は、石油、ガス、ガソリン、薬品及び火薬類等の製造取扱者、販売業者及び消費者に対し、一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬消費等を禁止し、又は制限する。

(イ) 町長は、被害が広範囲にわたり引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設置するとともに、区域内住民に避難又は立ち退きの勧告又は指示をする。

イ 放射性物質の対策

(ア) 火災等により放射線障害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また、延焼防止を主眼として汚染区域の拡大を防止する。

(イ) 大量放出又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに、立入禁止区域を設定する。

6 避難対策

(1) 町長は、地震の発生にともなう火災等の発生により、住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地域の住民に対して速やかに避難先を明示して立ち退きの勧告又は指示をする。（第5章第5節の避難救出計画参照）

(2) 避難勧告又は指示の徹底

ア 周知の方法

(ア) 最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知させる。

(イ) 広報車を危険区域に出動させる。

(ウ) 場合によっては放送機関に周知のための放送を依頼する。

イ 勧告又は指示の内容

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難理由

(ウ) 避難先（場所）

(エ) 避難経路その他注意事項

(3) 避難所等の設定等

震災時における避難所等の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して、第5章第5節の避難救出計画に定める避難所等の中から設定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定する。

ア 公園、広場等相当の広さを有し、かつ、防火に役立つ樹木、貯水槽などが存在すること。

イ 周囲に延焼の媒介となる建造物、多量の可燃物品又は崩壊のおそれがある石垣やがけ等がないこと。

ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。また、延焼等危険が迫ったときは更に他の場所へ避難移動ができること。

(4) 避難誘導

避難誘導は、第5章第5節の避難救出計画に定める避難方法等に準じるものとするが、被災地が広域で大規模な立ち退きや移送を要し、町において処置できないときは、北海道に対し応援を求めて実施する。

7 救出対策

救出対策は、第5章第5節の避難救出計画によるほか、次の事項に留意して実施する。

(1) 住民等による救出、救助活動

地震発生時においては、広範囲にわたり火災が同時に多発することも想定され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

(2) 消防職員及び消防団員並びに警察官による救出及び救助活動の実施

町長は、震災により緊急に救出及び救助を必要とする住民がいることを察知したときは、火災発生状況等を勘案して消防機関及び警察官と協力して救出及び救助活動を実施する。

8 その他応急対策

第5章の災害応急対策計画に基づき対策を講ずるものとする。

第11節 地震に強いまちづくり計画

町及び関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの構造物、施設の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地震に強いまちづくりの推進に努める。

(1) 建築物の耐震、不燃化の推進

ア 町及び防災関係機関の施設管理者は、不特定多数の者が使用する公共施設及び防災上の拠点となる役場や学校、医療機関など応急対策上重要な施設の耐震性の確保を推進する。

イ 町は、不特定多数の者が利用する店舗及び住宅など建築物の耐震性の確保を促進するため、基準遵守の指導等に努める。

ウ 町は、既存建築物の耐震診断、耐震補強等を促進するとともに、建築物の落下物

対策及びブロック塀等の安全化を図る。

(2) 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路の整備に当たって耐震性の強化、多重性及び代替性を考慮した耐震設計並びにネットワークの充実に努める。

(3) 通信機能の強化

町は、北海道及び防災関係機関との情報連絡に必要な通信施設の整備に努めるとともに、耐震設計や情報ネットワークの充実に努める。

(4) ライフライン施設等の機能の確保

ア 町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農雑用水、工業用水等の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

イ 町は、自ら保有するコンピューター及びデータのバックアップを講じるものとする。

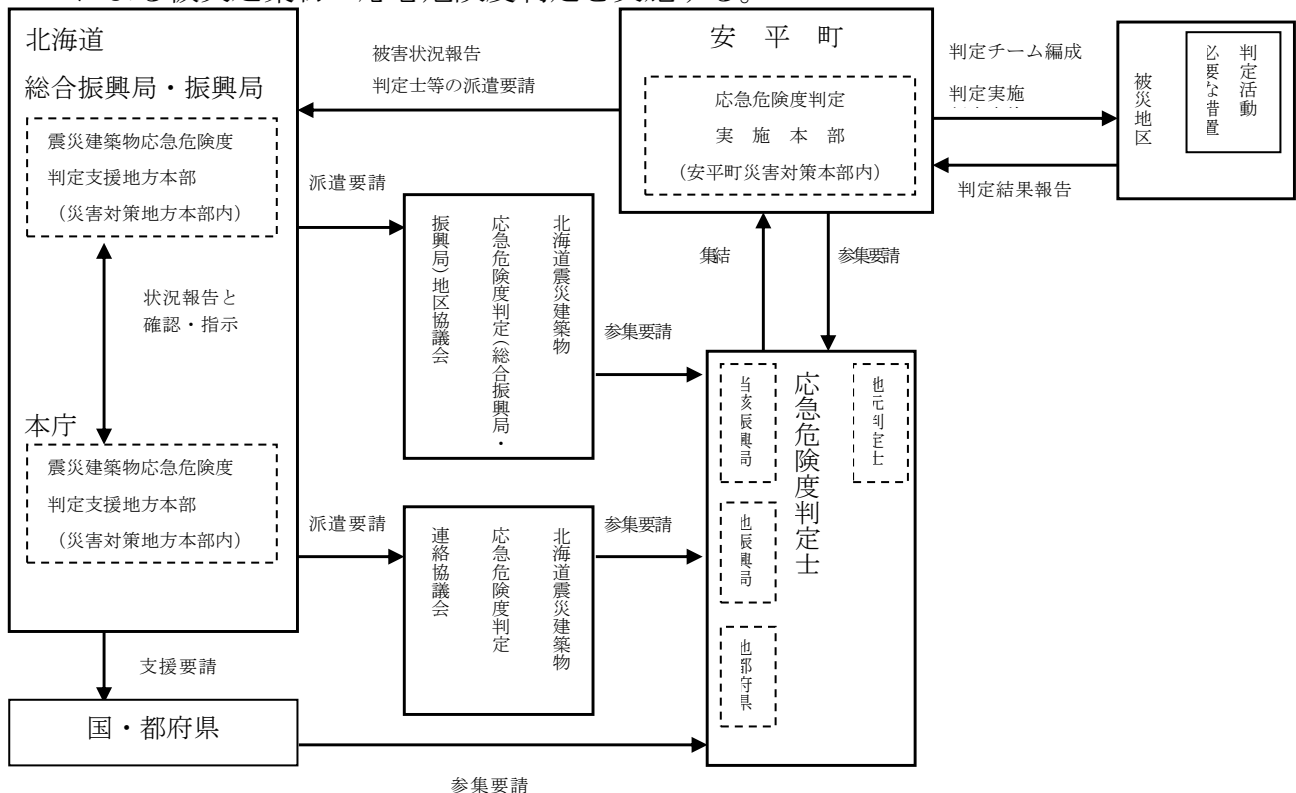
第12節 被災建築物安全対策計画

1 応急危険度判定の実施

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の許可の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

(1) 応急危険度判定の活動体制

北海道及び町（建設対策部建築班）は、関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。



(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

所有者に対する、行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること。また、余震等で被害が進んだ場合、若しくは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

町は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 町

町は道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第13節 地震防災緊急事業5箇年計画に定める事業推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に定める事業について、積極的に推進を図るものとする。

第7章 火山対策計画

第1節 計画の目的

安平町は、樽前山火山防災協議会の構成団体であり、火山噴火に対し平常時から災害発生時に行うべき対策を講じる必要がある。

本計画は、火山災害から人々の生命、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。

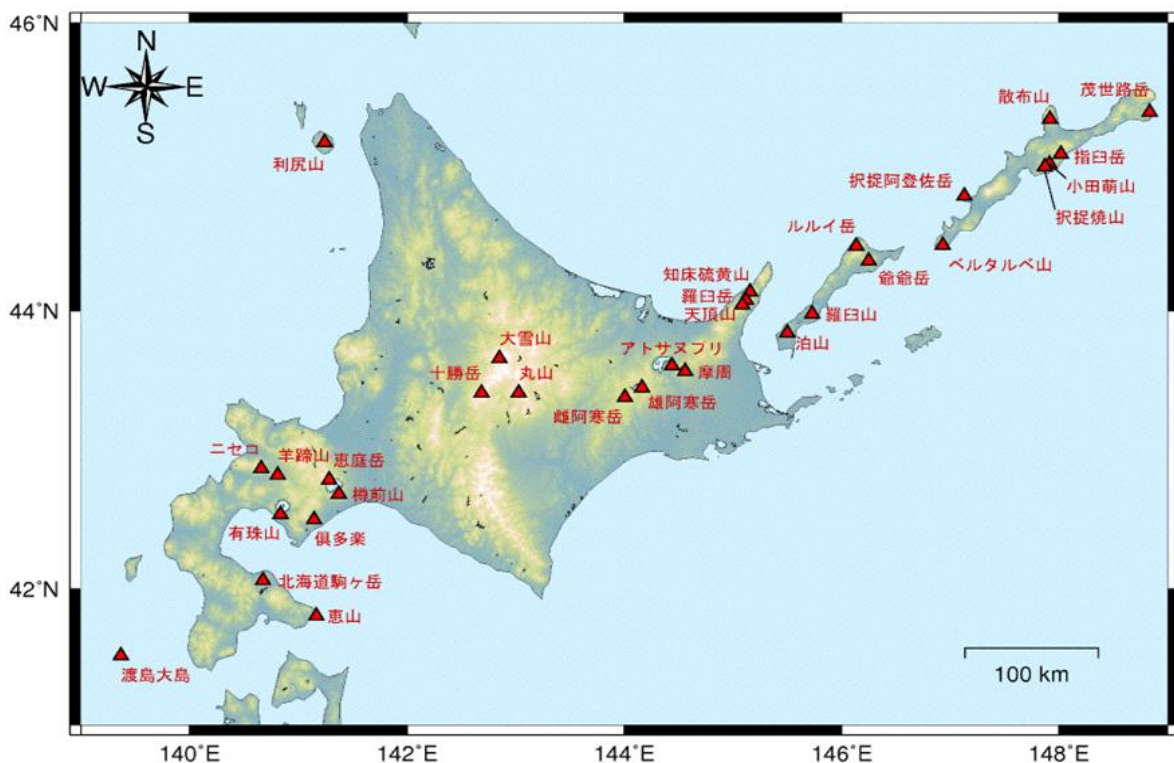
第2節 火山の概況

1 火山の現状

北海道における活火山は、次のとおり常時観測火山9火山と、その他22火山（北方領土の11火山を含む）の計31火山が散在している。

区 分	火 山 名
常時観測火山	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、倶多楽、アトサヌプリ、大雪山、恵山
その他の火山	知床硫黄山、羅臼岳、摩周、丸山、恵庭岳、渡島大島、羊蹄山、ニセコ、利尻山、茂世路岳、散布山、指臼岳、小田萌山、択捉焼山、択捉阿登佐岳、ベルタルベ山、ルルイ岳、爺爺岳、羅臼山、泊山、天頂山、雄阿寒岳

活動火山分布図



2 樽前山の火山活動

樽前山は、1667年の大噴火以降活発な活動を繰り返している。特に1667年および1739年の2回の噴火は、わが国の火山の歴史時代の噴火中でも最大規模であり、火砕流が支笏湖へ流入したり、太平洋沿岸まで達した。また、降下軽石が千歳～苫小牧の平野部に1～2mの厚さで堆積した。このため当時のアイヌ民族社会は甚大な被害をうけた。それ以降の噴火では、溶岩ドームの形成と破壊を繰り返している。現在のドームは、1909年の噴火によって形成されたものであるが、1917～1936年および1944～1955年に小噴火が頻発し、ドームの破壊が進んだ。その後しばらく活動は静穏であったが、1978～1981年に再び小噴火があった。

その後は群発地震が発生したり、また、1999年以降、それまで200℃台であった火口温度が600℃以上に上昇するなど活発な状態が続いている。樽前山の噴火は大規模な軽石噴火になりやすい特徴があり、風下に空港や都市圏が控えているので、防災上重要な火山である。

第3節 防災組織

1 防災組織及び役割

樽前山の噴火災害に際しては降灰被害を想定する地域であるが、想定外の状況も考慮し、第2章防災組織に準じ組織するものとする。

2 樽前山火山防災協議会

樽前山火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、「樽前山」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、北海道及び苫小牧市、千歳市、白老町並びに恵庭市、安平町、厚真町、むかわ町が共同で設置する。

協議会を構成する関係機関は、次のとおりである。

	機 関 名	職 名
1	北海道総合通信局	防災対策推進室長
2	石狩森林管理署	署長
3	胆振東部森林管理署	署長
4	北海道開発局札幌開発建設部	部長
5	北海道開発局室蘭開発建設部	部長
6	東京航空局新千歳空港事務所	所長
7	札幌管区気象台	台長
8	室蘭地方気象台	台長
9	苫小牧海上保安署	署長
10	北海道地方環境事務所支笏湖自然保護官事務所	自然保護官

11	陸上自衛隊第7師団	師団長
12	航空自衛隊千歳基地	基地司令
13	北海道	知事
14	石狩振興局	局長
15	胆振総合振興局	局長
16	北海道警察本部	本部長
17	苫小牧警察署	署長
18	千歳警察署	署長
19	苫小牧市	市長
20	千歳市	市長
21	恵庭市	市長
22	白老町	町長
23	安平町	町長
24	厚真町	町長
25	むかわ町	町長
26	苫小牧市消防本部	消防長
27	千歳市消防本部	消防長
28	恵庭市消防本部	消防長
29	白老町消防本部	消防長
30	胆振東部消防組合消防本部	消防長
31	国土地理院北海道地方測量部	次長
32	(一社) 苫小牧観光協会	会長
33	(一社) 白老観光協会	会長
34	(一社) 支笏湖温泉旅館組合	組合長
35	学識経験者	
36	東日本高速道路株式会社北海道支社苫小牧管理事務所	署長
37	北海道旅客鉄道株式会社苫小牧地区駅	駅長
38	北海道旅客鉄道株式会社室蘭保線所	所長
39	東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店	支店長
40	北海道電力(株)苫小牧支店	執行役員苫小牧支店長
41	(株)NTTドコモ北海道支社苫小牧ちとせ支店	支店長
42	苫小牧港管理組合	専任副管理者

第4節 火山災害予防対策

1 噴火による被害想定及び危険区域の把握

噴火による本町への影響は、中規模及び大規模噴火発生時の降灰による山林、農作物等への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等が想定される。

また、過去の噴火の状況等に基づき降灰等が予想される地区を把握するとともに、その内容を当該地区の住民に対し周知するものとする。

2 防災教育及び訓練計画

防災教育及び訓練計画については、第4章第1節「防災教育及び訓練計画」の定めによる。

3 避難体制の整備

町長は、避難所及び避難路を予め指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備するものとする。

また、避難生活の長期化が予想されることから、避難所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、近隣市町と避難者の受入に係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保を図る。

4 二次災害の予防対策

町長及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

5 通信施設の整備

町長及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図るものとする。

第5節 火山災害応急対策

1 火山現象に関する情報の収集及び伝達

(1) 火山現象に関する予報及び警報の種類

火山現象に関する予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により北海道知事に通報され、北海道知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通報する。

(2) 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項等

樽前山の噴火警戒レベルは資料9のとおり。

(3) 火山の状況に関する解説情報

噴火予報又は噴火警報に係りのある火山性地震の発生回数などの火山現象等について、一般及び関係機関に対して詳細かつ速やかに発表するものをいう。

(4) 火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表官署

樽前山に係る火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

(5) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア 発見者の通報義務

火山の異常現象を発見した者は、次の最も近いところにいる者に通報する。

(ア) 安平町役場又は近くにいる町職員

(イ) 苫小牧警察署(町内駐在所を含む。)又は警察官

(ウ) 消防機関又は消防職員及び団員

イ 警察官等の通報

異常現象を発見した場合あるいは地域住民から通報を受けた場合には、警察官及び消防機関等は直ちに安平町役場に通報する。

ウ 各関係機関への通報

通報を受けた場合、町長は速やかに室蘭地方気象台及び胆振総合振興局、その他関係機関に通報する。

(6) 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

ア 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。

イ 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに北海道知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

(ア) 通報及び伝達の内容

a 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を北海道知事に通報する。

b 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

c 安平町

北海道知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

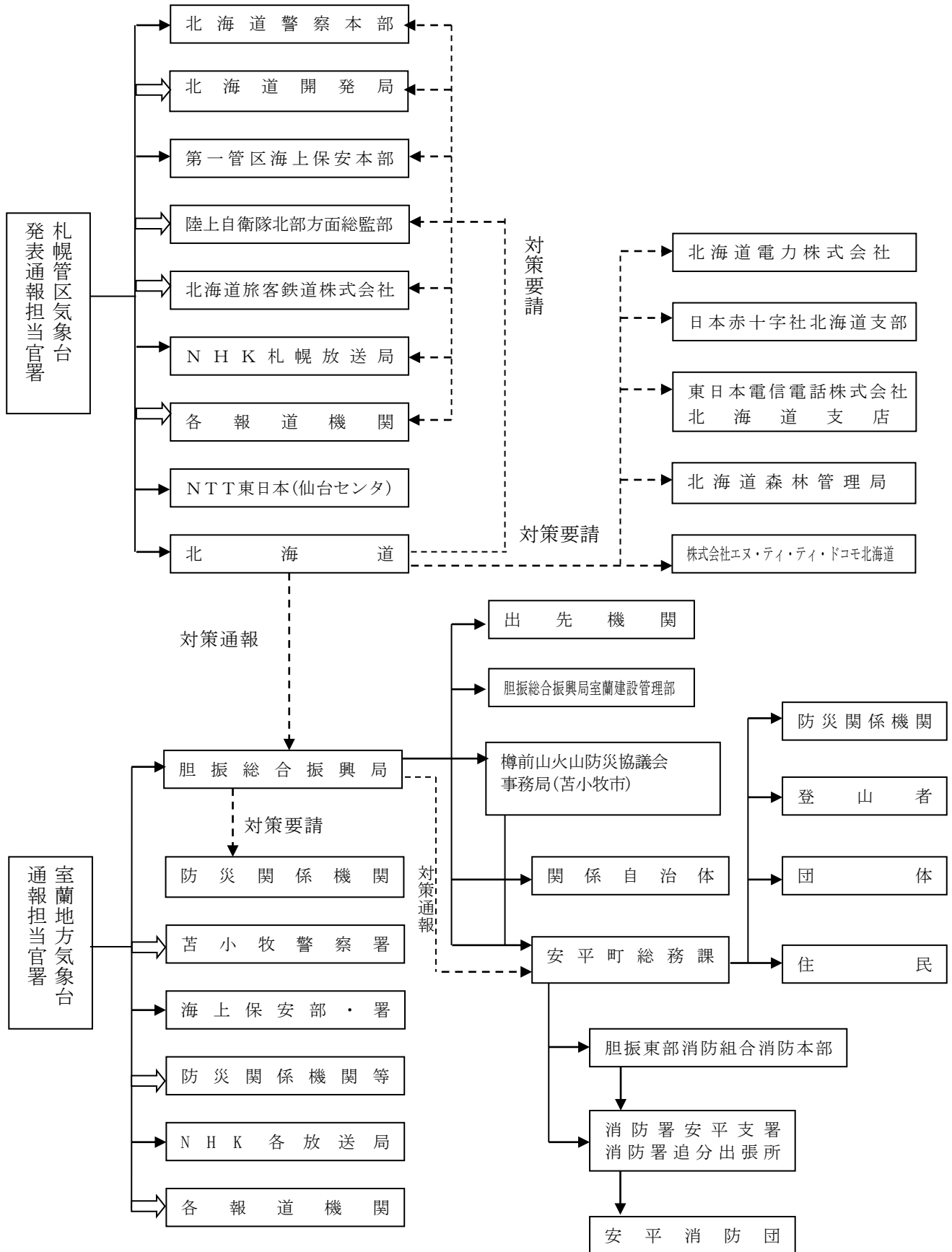
この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

(イ) 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から北海道知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・

噴火予報及び対策通報並びに要請は、火山情報伝達系統図によるものとする。

火山情報伝達系統図



2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第3章第2節「災害情報通信計画」の定めるところによる。

なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

3 応急措置

町長及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第1節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報計画」の定めるところによる。

5 避難措置

町長及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 警戒区域の設定

町長及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところ及び気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報（噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

なお、警報の対象範囲、噴火警戒レベルの設定に当たっては、予め関係市町及び関係機関等と協議するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町長及び防災関係機関は、第5章第5節「避難救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町長及び防災関係機関は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実

施するものとする。

8 道路交通の規制等

町長及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第25節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動等については、第5章第23節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

10 広域応援

町長及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第5章第22節「広域応援派遣要請計画」の定めるところにより応援を要請する。

また、樽前山火山防災協議会を構成する市町及び関係機関との連携を図るものとする。

第6節 復旧計画

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町長は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第9章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第8章 事故災害対策計画

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害等大規模な事故による災害についての防災対策に必要な事項は、この計画の定めるところによる。

多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るために、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

1 情報通信連絡系統図

事故災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、第3章災害情報通信計画によるほか、次のとおりとする。

(1) 情報通信連絡系統

それぞれの事故災害の情報通信連絡系統は、別記のとおりとする。ただし、消防庁即報基準に該当する事故災害等のうち一定規模以上のもの（直接即報基準）を覚知した場合、第1報については直接消防庁（応急対策室）にも報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告にあっても、引き続き消防庁に報告するものとする。また、通信の途絶等により北海道知事に報告することができない場合は直接国（消防長経由）に報告するものとする。

※「直接即報基準」に該当する火災・災害等

【火災等即報】

- ・ 航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
- ・ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ・ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等）等に係る事故
- ・ 原子力災害等
- ・ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- ・ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

【救急・救助事故即報】

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。

- ・ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・ バスの転落等による救急・救助事故
- ・ ハイジャック、テロ等による救急・救助事故
- ・ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- ・ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

【武力攻撃災害即報】

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法

律第112号) 第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

- ・ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【災害即報】

- ・ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない。）

(2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行うものとする。

2 被害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等それぞれの事故災害について情報を必要としている者に対して行う災害広報は、第5章第4節（災害広報計画）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 実施責任者

町長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関と連携を図り、正確に、きめ細かく、適切に情報提供を行うため、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報収集に努めるものとする。

- (ア) 各事故の災害状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は防災行政無線、エリア放送、広報車等の利用により、次の事項について広報を実施するものとする。

- (ア) 各事故の災害状況
- (イ) 被害者の安否情報

- (㊦) 医療機関等の情報
- (㊧) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (㊨) 避難の必要性等地域に与える影響
- (㊩) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

北海道地域防災計画「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施するものとする。

(3) 事故等対策現地本部の設置

高速自動車道の事故災害において、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路株式会社北海道支社の3機関協議のうえ設置するものであり、事故等の規模に応じて必要な関係機関の参入を要請することができる。

4 捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救護調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ行うものとする。

5 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等、危険物の性状を十分に把握するとともに、関係機関と連携して危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずるものとする。

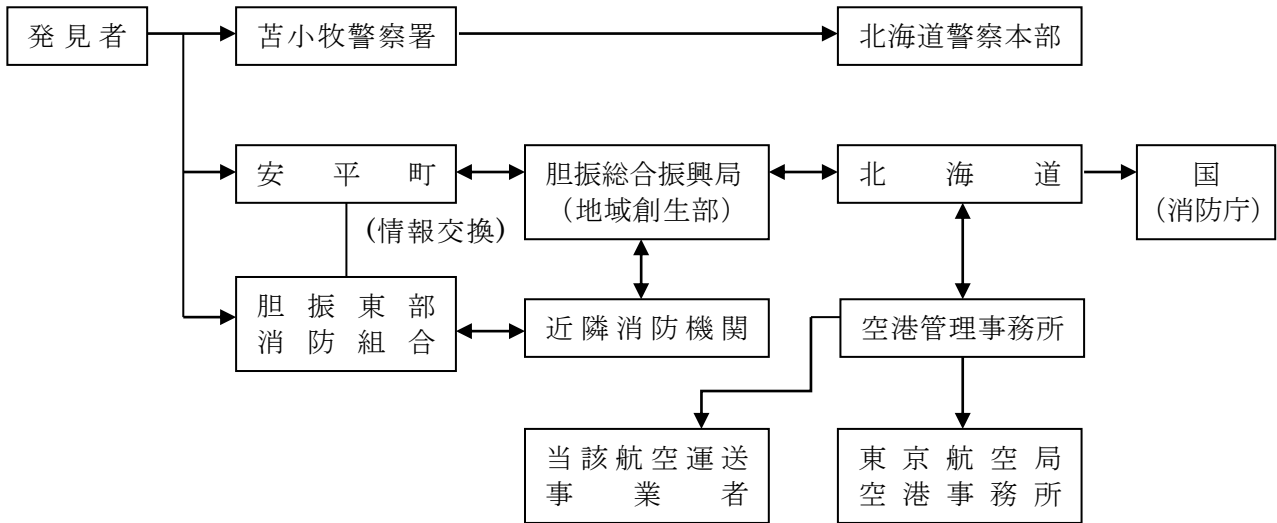
6 救助救出、医療、救護、消防、避難、行方不明者の捜索及び死体の収容等、交通規制、防疫、廃棄物処理等対策

第4章災害予防計画、第5章災害応急対策計画に基づき、万全な対策を講ずるものとする。

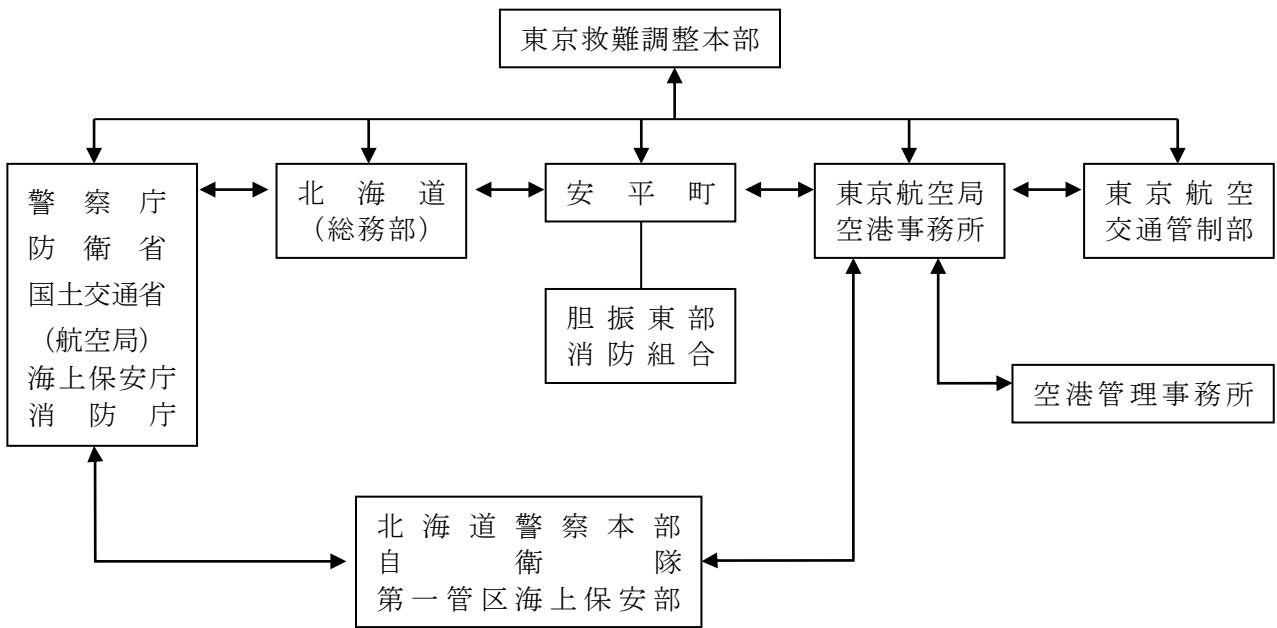
別記 情報通信連絡系統図

1 航空災害

(1) 発生地点が明確な場合

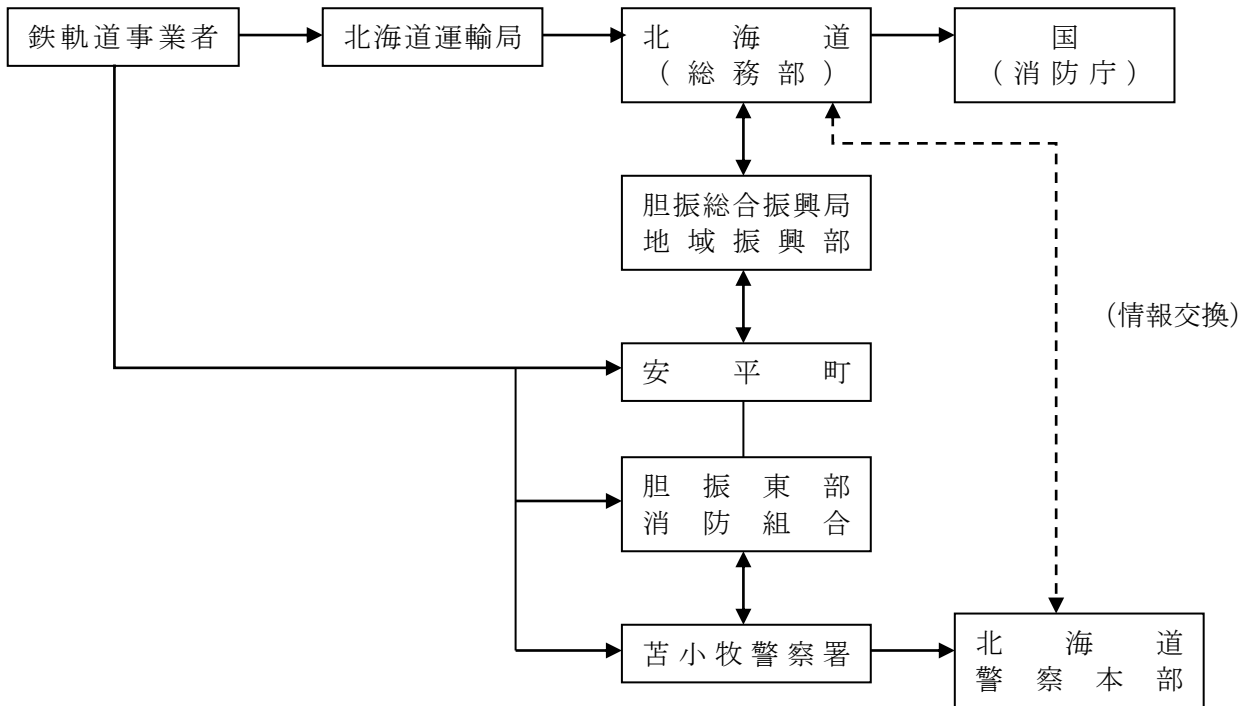


(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



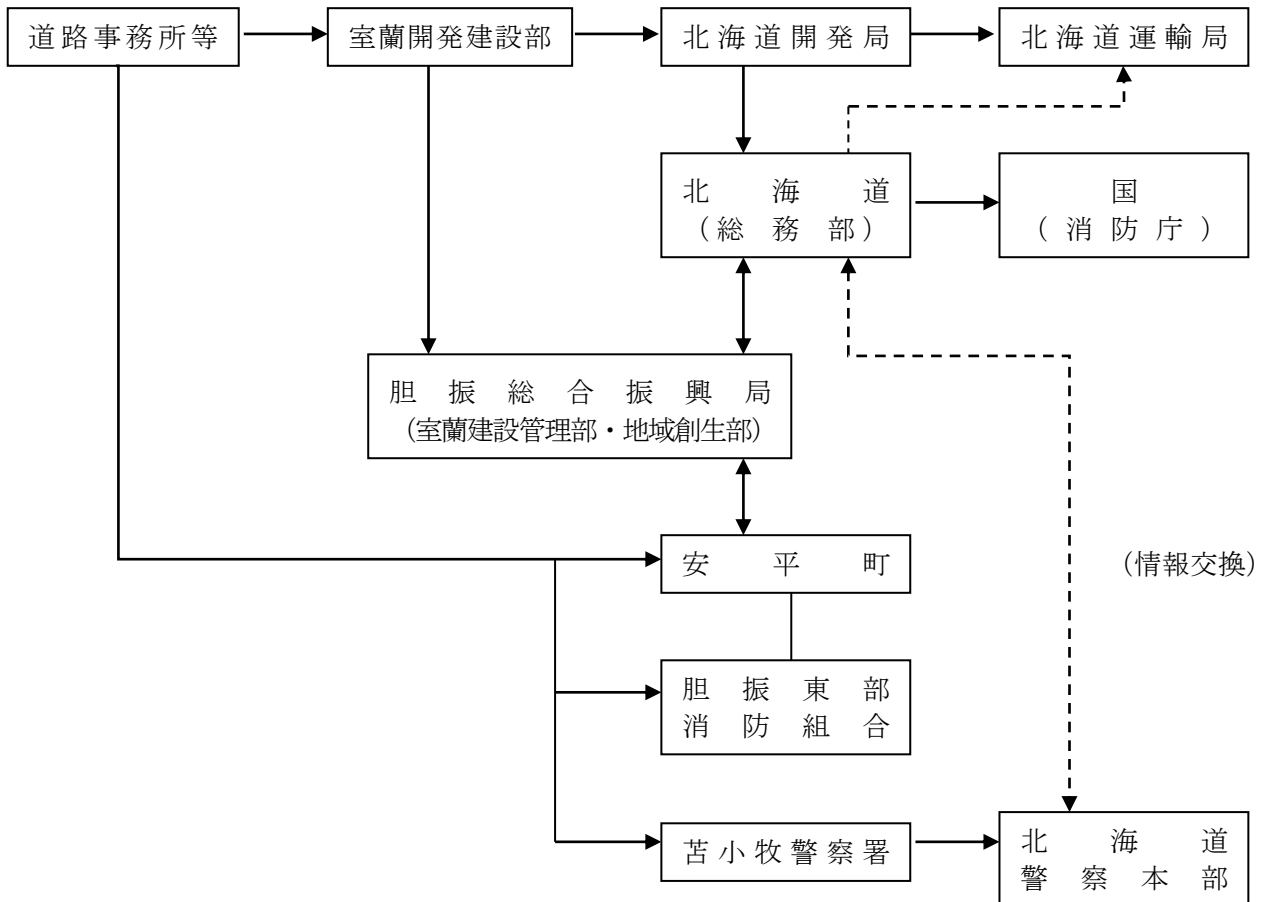
(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

2 鉄道災害

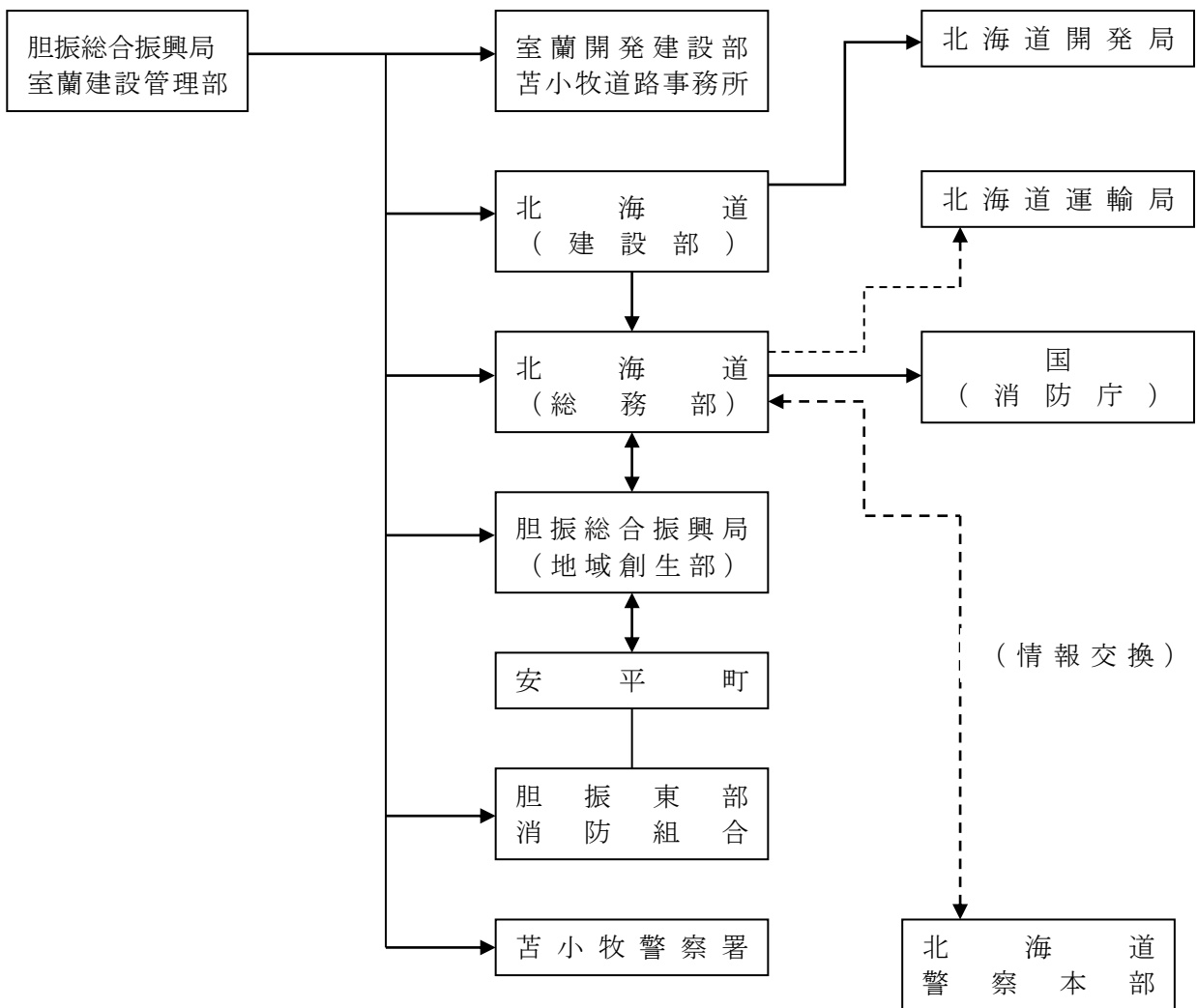


3 道路災害

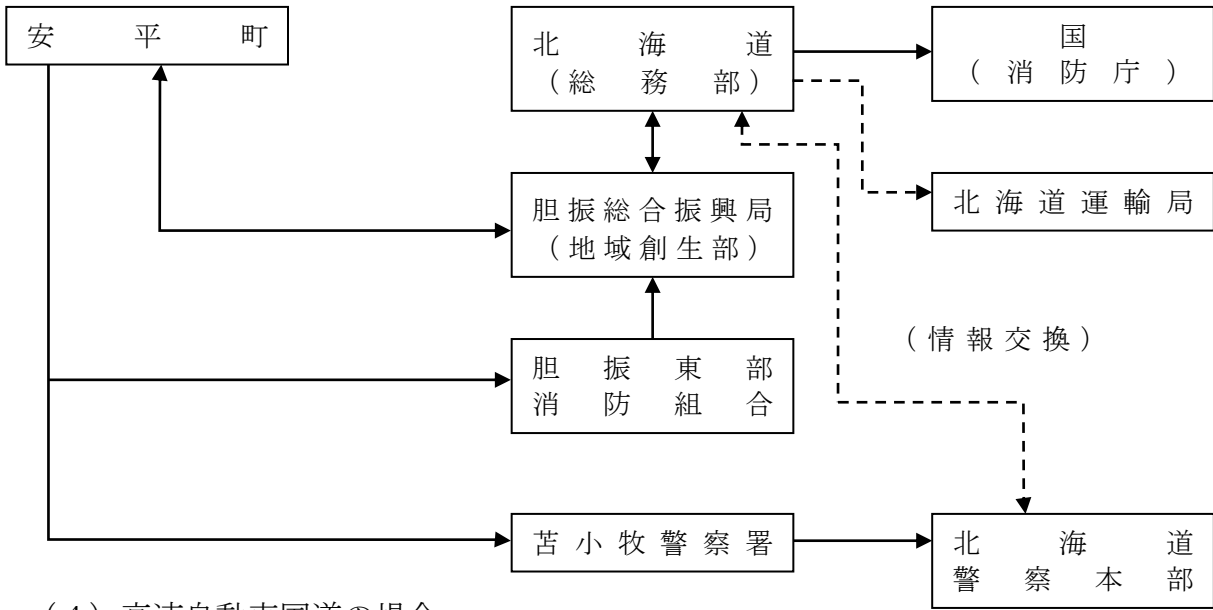
(1) 国が管理する道路の場合



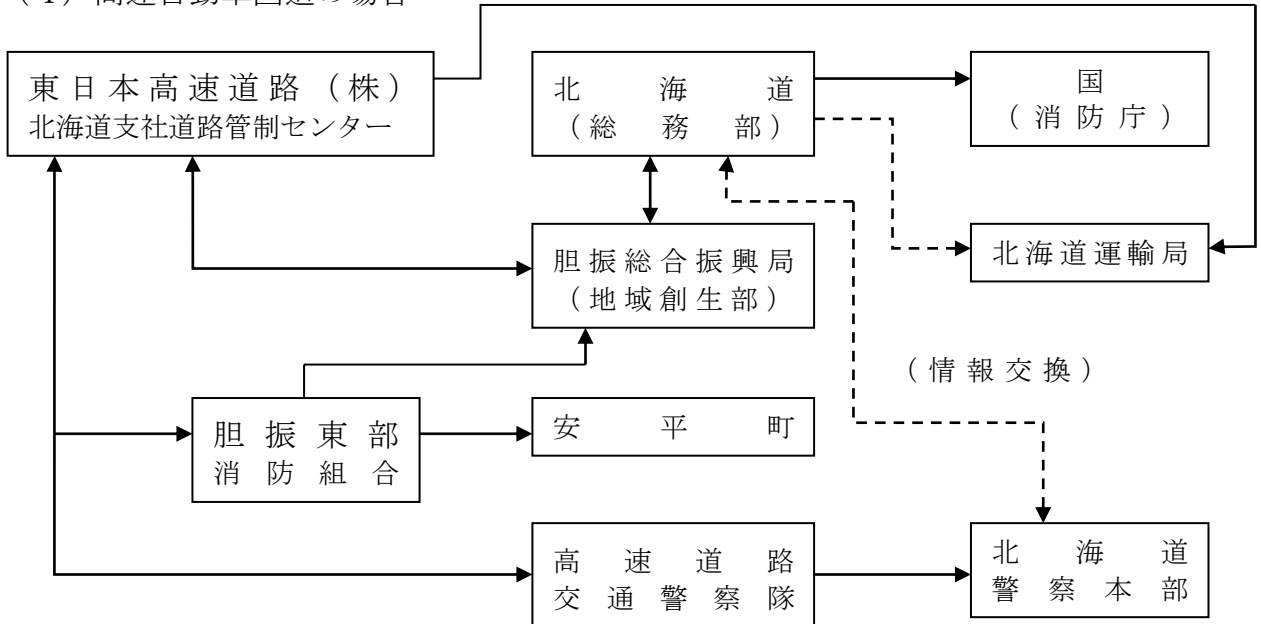
(2) 北海道が管理する道路の場合



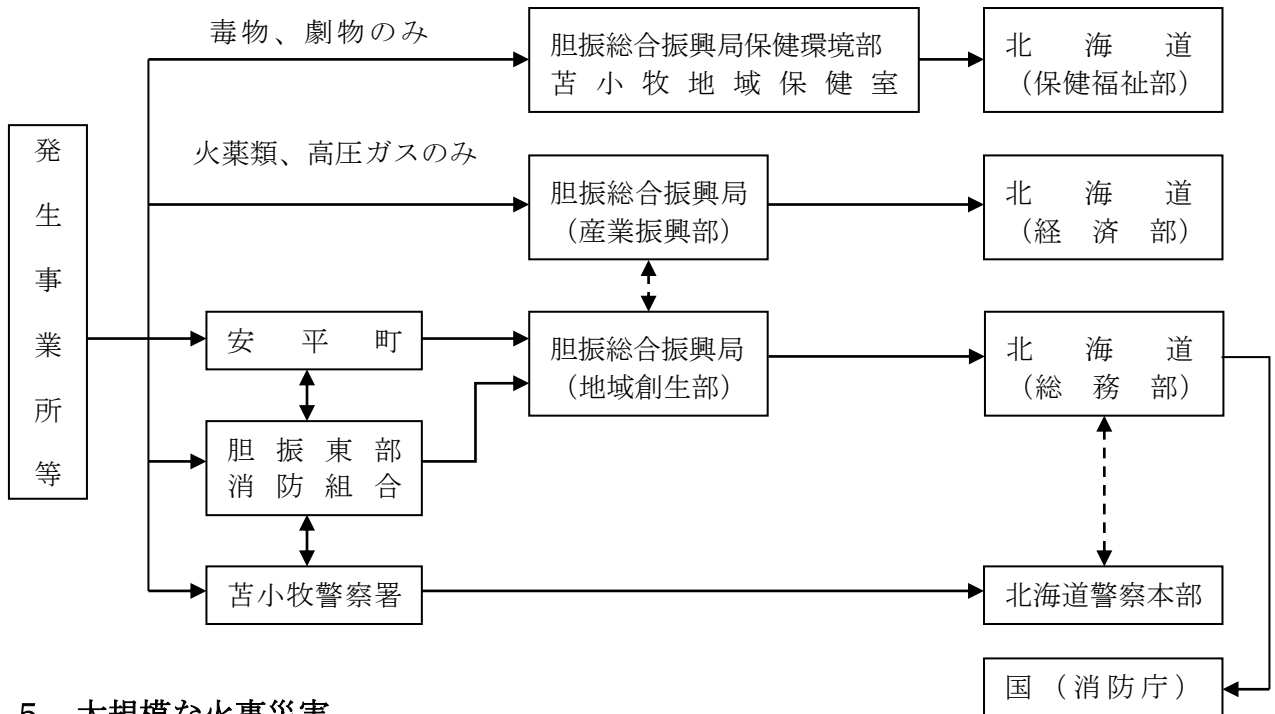
(3) 町が管理する道路の場合



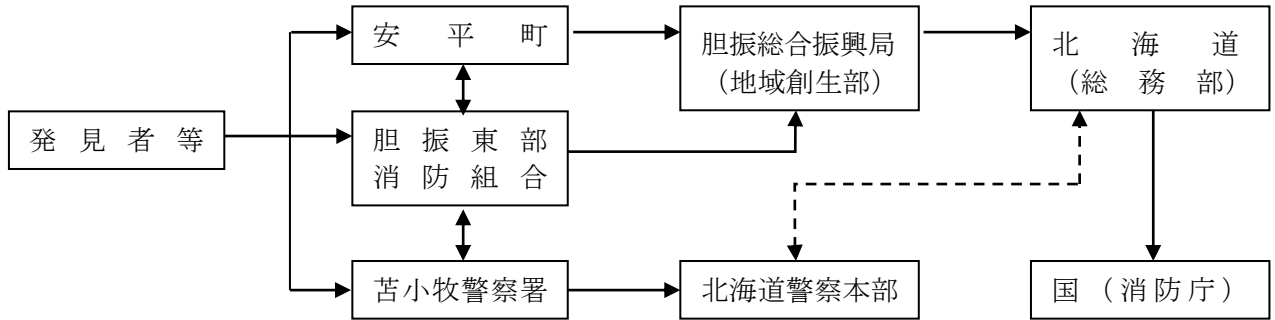
(4) 高速自動車国道の場合



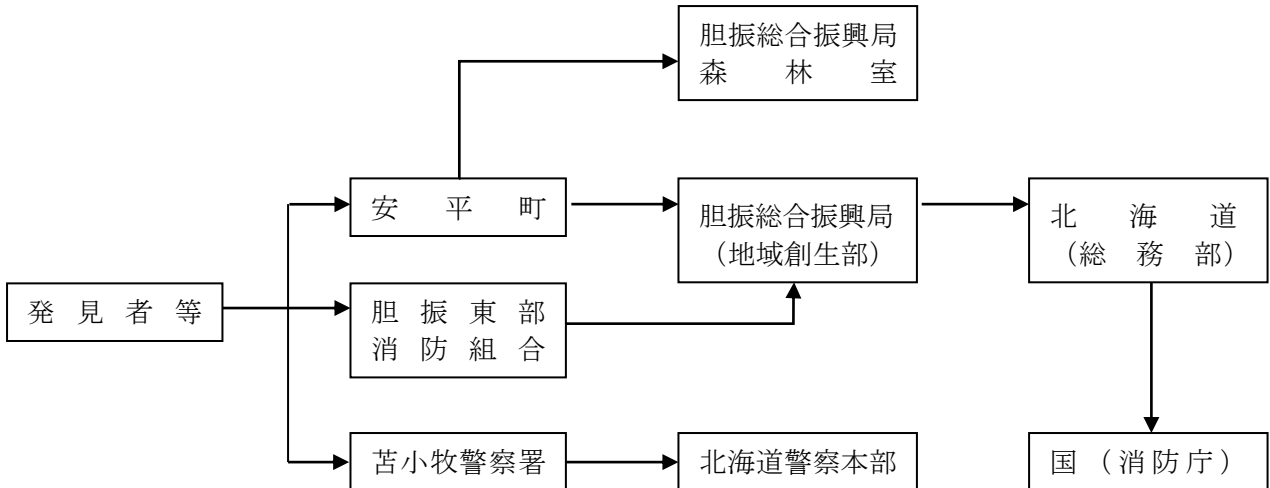
4 危険物等災害



5 大規模な火事災害



6 林野火災



第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、被害の程度も十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

町長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に押し進め、全般的な早期復旧を図ることとして状況に応じて次のとおり実施するものとする。

(1) 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

(2) 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。

(3) 緊急復旧工事

被災後速やかに復旧を図らなければさらに被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画

- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- カ 下水道災害復旧事業計画
- キ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 砂防設備災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 簡易水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画に定める基準による。

5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

6 応急金融対策

(1) 農林業応急融資

- ア 天災による被害農林業者等に対する資金の融資は、「天災融資法」を適用し低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- イ 農林漁業金融公庫資金の活用を図るものとし、このため自作農維持資金等の長期低利な資金の導入を行い農業経営の安定を図る。
- ウ 農地等の災害復旧資金として、土地改良資金及び果樹植栽資金の活用並びに被災施設の復旧資金として、共同利用施設資金等の活用を図る。

(2) 生活確保資金融資

- ア 生業に必要な資金の貸付け
被災した生活困窮者等の再起を図るため、次に掲げる貸付資金等を確保するものとする。

- (7) 救助法による生業に必要な資金
 - (イ) 世帯更生資金、災害援護資金及び母子福祉事業継続資金
 - (ウ) 国民生活金融公庫資金
 - (エ) その他公的融資資金
- イ 被災世帯に対する住宅融資
- 低所得世帯等が災害による住宅の滅失、破損等のために居住することができなくなった場合で、住宅の補修等の資金を必要とする世帯に対しては、次の資金の導入に努めるものとする。
- (7) 世帯更生資金の住宅資金及び災害援護資金
 - (イ) 母子寡婦福祉資金の住宅資金
 - (ウ) 住宅金融公庫資金
- (3) 被災者生活再建支援金
- 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた対象世帯に対し、生活必需品等の購入資金として被災者生活再建支援金の支給に努めるものとする。
- (4) 応急金融の概要
- 応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

第2節 被害者援護計画

1 罹災証明の交付

町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明を交付しなければならない。

罹災証明願書

平成 年 月 日

安 平 町 長 様

住所(所在地) _____
願出人
氏名(名称) _____ ⑩

次のとおり罹災したことについて証明願います。

1 罹災物件の所在地 _____

2 罹災物件の名称 _____

3 物件の構造及び面積 _____

4 罹災年月日 _____

5 罹災の状況 _____

6 罹災の原因 _____

7 証明を必要とする理由 _____

罹 災 証 明 書

- 1 罹災物件の所在地 _____
及び所有者 _____
- 2 罹災物件の名称 _____
- 3 物件の構造及び面積 _____
- 4 罹災発生の年月日 _____
- 5 罹 災 の 状 況 _____

- 6 罹 災 の 原 因 _____

平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明する。

安平町長 ○○ ○○ 印

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

- ア 町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び 要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が認める事項
コ 罹災証明の交付の状況	

ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請

書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - (オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- ウ 町長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。

平成21年 5月 安平町地域防災計画作成
平成22年 5月 一部修正
平成28年10月 一部修正
平成30年 7月 一部修正
令和元年 ○月 一部修正

安平町地域防災計画

発行

平成21年5月

編集

安平町防災会議

(安平町総務課情報グループ)